

清 掃 事 業 概 要

平 成 19 年 度

宜 野 湾 市 環 境 对 策 課

目 次

総 説	1
1. 宜野湾市の沿革	2
2. 宜野湾市の清掃事業の沿革	2
ごみ減量・再資源化事業	5
1. 概 況	6
2. 再資源化事業	6
3. 再生利用の推移	11
4. ごみ減量・再資源化キャンペーン事業	12
5. 家庭ごみ有料化事業	14
ごみ処理事業	15
1. 概 況	16
2. 収集・処理体制	16
3. 処理業者一覧	18
4. ごみの収集・処理量	19
5. 犬・ねこの死体処理	23
6. 不法投棄防止対策及び処理	23
7. 放置自動車の処理	23
8. 事業所ごみ対策	23
9. クリーンリーダー	23
10. 新炉建設事業	24
11. 宜野湾市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画の概要	25
し尿処理事業	27
1. 概 況	28
2. 生活排水処理人口の推移	29
3. し尿・浄化槽汚泥の処理量の推移	30
事業推進体制	31
1. 機構及び事務分掌	32
2. 清 掃 施 設	34
3. 予算・決算・原価	37
4. 事 業 年 表	41

参考資料	45
1. 宜野湾市分別収集計画	46
2. 一般廃棄物処理実施計画	50
3. 宜野湾市廃棄物の減量化の推進及び適正処理に関する条例	53
4. 宜野湾市廃棄物の減量化の推進及び適正処理に関する規則	57
5. 宜野湾市資源回収推進団体報償金交付要綱	60
6. 宜野湾市生ごみ処理容器購入費補助金交付要綱	61
7. 宜野湾市生ごみ処理機貸与事業実施要綱	63
8. 宜野湾市一般廃棄物処理手数料徴収事務委託要綱	64
9. 宜野湾市一般廃棄物減量推進審議会規則	66
10. 宜野湾市パイ捨てのない快適なまちづくり条例	67
11. 宜野湾市パイ捨てのない快適なまちづくり条例施行規則	69
12. 宜野湾市クリーンリーダー設置規程	70
13. 宜野湾市放置自動車の発生の防止及び適正な処理に関する条例	71
14. 宜野湾市放置自動車の発生の防止及び適正な処理に関する条例施行規則	73
15. 宜野湾市一般廃棄物収集運搬業務委託業者選定基準要綱	76
16. 「家庭ごみの正しい分け方・出し方」	78

総 説

- 1 . 宜野湾市の沿革 2
- 2 . 宜野湾市の清掃事業の沿革 2

1. 宜野湾市の沿革

宜野湾間切は、1671年(寛文11年)首里王府によって、都合14カ村でもって設立した。1908年(明治41年)「沖縄県及島嶼町村制」により、間切が廃止され宜野湾村となった。村内には、沖縄県庁の支庁として普天間に中頭郡役所や中頭郡教育部会事務所、県立農事試験場の官公署が設置されるなど、本島中部の政治、経済、教育の中心地として活気を呈していた。

1945年(昭和20年)の沖縄戦では、宜野湾村内の大抵の集落が壊滅的な戦災を受け、村内から3,670人余の犠牲者が出た。また、戦中、戦災をほとんど受けなかった野嵩集落には、米軍が保護した住民達の収容所を設置し、宜野湾以南の住民達の多くがそこに収容された。戦後、1946年(昭和21年)には、町村制が復活し、村行政が再び発足した。

その後、普天間を中心に都市化が著しく、人口も3万人を突破し、1962年(昭和37年)7月1日に市制が施行され、「宜野湾市」が誕生した。

市制施行から47年が経過した現在、人口は9万人を超え、沖縄国際大学、沖縄コンベンションセンター等の立地や、西海岸地区の都市機能用地への宿泊・屋内型複合レジャー施設、さらにマリン支援センターの供用開始など、地域開発も着々と進み、近年、那覇市の外延的な拡大等に伴い、急速に市街化が進展しつつある。

面積	19.69	km ²	(平成19年1月1日現在)
人口	90,653	人	(平成19年12月末現在)
世帯数	36,923		(平成19年12月末現在)
事業所数	4,041		(平成18年10月1日現在)

2. 宜野湾市の清掃事業の沿革

昭和37年7月の市制施行により、清掃法の規定による「特別清掃地域」となったことに伴い、衛生行政の強化と改善を図るため、翌年の2月に「宜野湾市清掃条例」を施行した。この条例により、ごみ(汚物)の収集・運搬・処分を業として行うには、市長の許可を必要とするようになり、市内の清掃業務に行政が深く関わっていくようになった。

当時、市としてのごみ処分場は確保しておらず、自治会や許可業者は山林や原野にてごみを処分していたが、都市化が進むにつれ、各家庭から大量に排出されるごみが大きな行政課題となっていた。

昭和41年7月には北中城村渡口にごみ処理場を設置し、市内から出るごみの衛生処理を充実させるが、昭和42年12月に処理場を撤去することになった。昭和43年1月には中城村南浜にごみ処理場を設置するが、ここも翌年の12月に撤去することになった。

懸案のごみ処理問題を解決するため、昭和44年12月には、一般廃棄物の処理をコザ市・北谷村と共同で行うことを目的に、「コザ市・宜野湾市・北谷村清掃施設組合」を設立した。

しかしその後、建設予定地の移動等による条件悪化の理由により、昭和 45 年 10 月、宜野湾市は組合より脱退し、ごみ処理についての課題解決は先送りとなった。

中城村南浜のごみ処理場を撤去した翌月の昭和 45 年 1 月より、喜友名地区でごみの埋立処理を始めた。組合脱退による未解決ごみ処理課題への対策のため、本市独自での清掃工場建設を目指して調整を進めた。しかし、昭和 48 年 10 月には建設予定地である地元住民との団体交渉の結果、建設計画を白紙に戻すことになった。

昭和 49 年 7 月には市側で処分場が確保できず、ごみ収集を約 2 週間中断するなど、ごみ処理問題は相当深刻な状況に陥った。

暫定的な処分場でのごみ処理を行っていく中、「新しくし尿処理施設を宜野湾市に建設できれば、ごみ処理は沖縄市で行う」という提案が、し尿処理問題を抱えていた沖縄市・北谷村清掃施設組合より出された。ごみ・し尿処理のための基本施設がない本市は、日を追って深刻化するごみ処理問題の解決のため、し尿処理施設建設の実現へ動き出し、昭和 50 年 10 月号の市報にて市民に理解と協力を求めた。その後昭和 51 年に本市は組合（現在の名称は倉浜衛生施設組合）へ再加入を果たし、かねてより懸案だったごみ処理問題は大きく前進することになった。同年の 4 月より新工場へごみ搬入することになり、これまでの埋立処理から焼却処理へ移行することから、ごみを燃えるごみ・燃えないごみに分別する分別収集を開始した。昭和 52 年 4 月にし尿処理施設「宜野湾清水苑」が始動し、ごみ処理についての基本施設が完成した。長年の懸案事項であったごみ処分場確保問題はこれでいったんの落ち着きをみた。

昭和 46 年に「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」が施行され、これにより、一般廃棄物の処理は市町村の責務として位置づけられ、本市においては、昭和 49 年 4 月「廃棄物の処理及び清掃に関する条例」を施行し、市の責任においてごみ収集を進めるということで、自治会加入世帯のごみ収集料金の無料化を行った。従来のドラム缶方式から、袋に入れて収集する方式に変更し、より衛生的な収集を行うようになった。

平成 3 年 4 月には、廃棄物の排出抑制と再利用を理念に「資源の有効な利用の促進に関する法律」が新たに制定され、同年 10 月にはいわゆる廃棄物処理法が 20 年振りに全面改正された。

それに伴い、本市においても資源循環型社会の実現を目指すため、同年 4 月より資源ごみ（紙類）回収団体への報償金制度を実施し、また、平成 5 年 4 月には家庭から出る生ごみの有効利用を図るため、生ごみ処理容器購入費補助金制度を実施している。平成 7 年には市民・児童生徒へのごみ減量化・リサイクルの普及啓発活動のため、市役所に空き缶プレス機を設置している。

平成 8 年 3 月には一般廃棄物処理基本計画を策定し、より循環型社会の構築を進めた。平成 10 年 10 月には市内全域において資源ごみ収集（古紙・缶・びん）を開始し、平成 12 年 6 月にはペットボトルの分別収集を開始している。同じ頃、倉浜衛生施設組合において民間企業への委託による草木類のリサイクルを開始した。

その後、廃棄物処理法・資源有効利用促進法の改正施行に伴い、家電リサイクル法や自動車リサイクル法等のリサイクル関連法が次々と制定された。

平成 16 年 4 月には、一般廃棄物減量推進審議会の答申を経て、指定袋・粗大ごみ処理券による家庭ごみの有料化を実施している。これに伴い、粗大ごみの収集受付窓口が、市役所に一本化されている。

平成 19 年 4 月には一般廃棄物処理基本計画を改定し、「みんなでつくる循環型社会」の構築を目指している。

ごみ減量・再資源化事業

1 . 概 況	6
2 . 再資源化事業	6
(1) びん・缶の資源化	6
(2) ペットボトルの資源化	7
(3) 古紙分別収集	7
(4) 草木類の資源化	8
(5) 生ごみ処理容器購入補助	8
(6) 集団回収	9
(7) 空き缶プレス機	9
(8) 粗大ごみ・不燃ごみ破碎後の鉄類回収	10
3 . 再生利用の推移	11
4 . ごみ減量・再資源化キャンペーン事業	12
5 . 家庭ごみ有料化事業	14

1. 概 況

ごみは、従来の収集運搬、処分などの適正処理に加えて、減量再資源化が大きな問題となっている。ごみ問題は、その量的増大と質的多様化ゆえに抱える処理困難性の課題とともに、地球温暖化等の環境への負荷、資源の枯渇等地球規模の課題まで、今や、経済、文化等の分野をも取り込んだ大きな社会問題になるに至った。

21世紀を迎え、資源循環型の社会システムの構築は必須の目標であり、ごみ減量・再資源化は行政のみならず市民・事業者の一人ひとりが可能なところから実践していかねばならないテーマである。

2. 再資源化事業

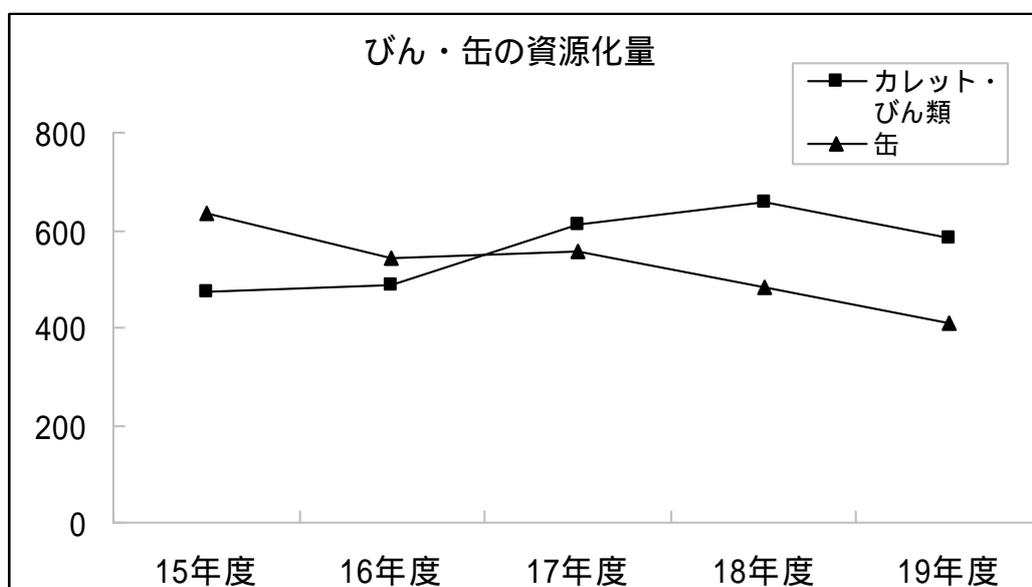
(1) びん・缶の資源化

平成 10 年 10 月から市内全域で 5 分別収集が実施され、びん・缶は資源物として収集している。

現在びんは、無色、茶色、その他、生びんに、缶は、スチールとアルミに倉浜衛生施設組合で選別し資源化している。

(単位：t)

年 度	15 年度	16 年度	17 年度	18 年度	19 年度
カレット (瓶、ガラス)	468.97	483.07	605.99	650.27	571.68
瓶類 (リターナブル)	5.66	4.57	5.33	6.88	11.87
缶	635.10	544.54	557.56	480.47	407.48
スチール	620.50	530.99	543.14	469.45	395.62
アルミ	14.60	13.55	14.42	11.02	11.86
カレット・瓶類・缶合計	1109.73	1032.18	1168.88	1137.62	991.03



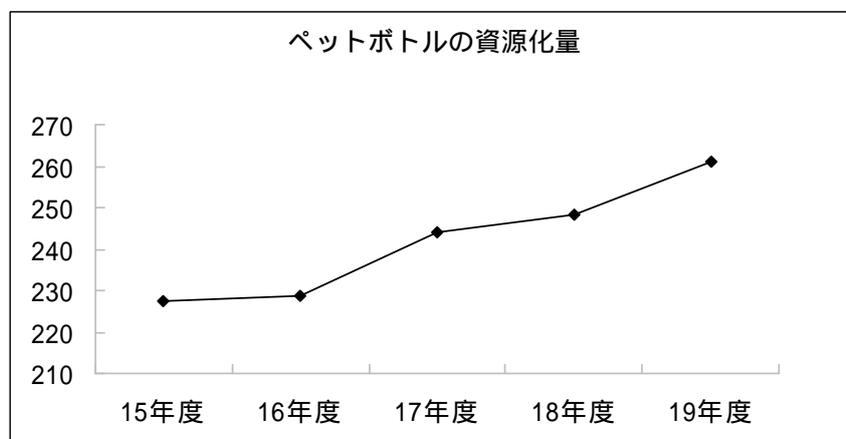
びん、缶については、倉浜衛生施設組合 (2市1町分) のみの数量データより、資源ごみ搬入量の割合で按分し算出している。

(2) ペットボトルの資源化

家庭から排出されるペットボトルの増加に伴い、回収体制を強化し、リサイクルへ積極的に取り組むため、駅前収集による分別収集を平成12年6月より開始した。

(単位：t)

15年度	16年度	17年度	18年度	19年度
227.49	228.84	243.91	248.36	260.88

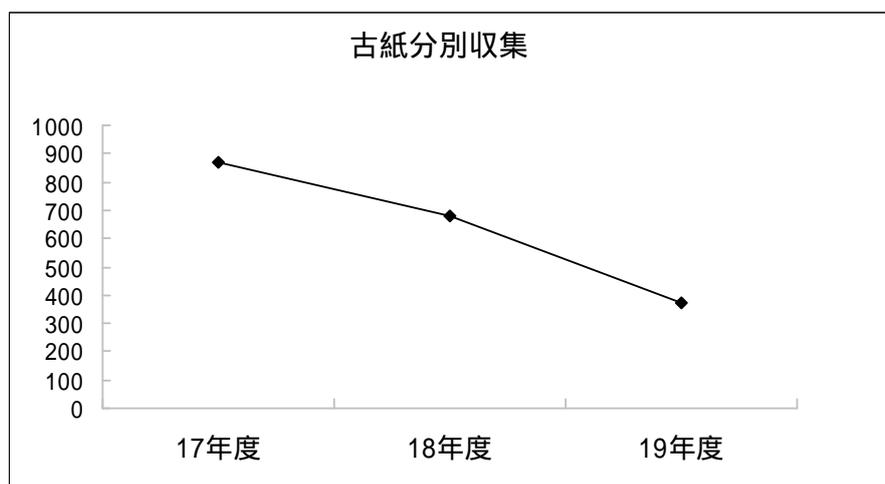


(3) 古紙分別収集

平成7年度から一部地域を対象に分別収集を開始し、徐々に収集区域を拡大し、平成10年10月からは市内全域を対象に収集を開始した。

(単位：t)

年度 \ 項目	収集量	内 訳			
		ダンボール	新聞紙	雑誌・雑紙	紙パック
17年度	867.83	261.17	588.28	-	18.38
18年度	679.81	168.15	357.58	139.54	14.54
19年度	374.54	91.29	191.92	86.44	4.89

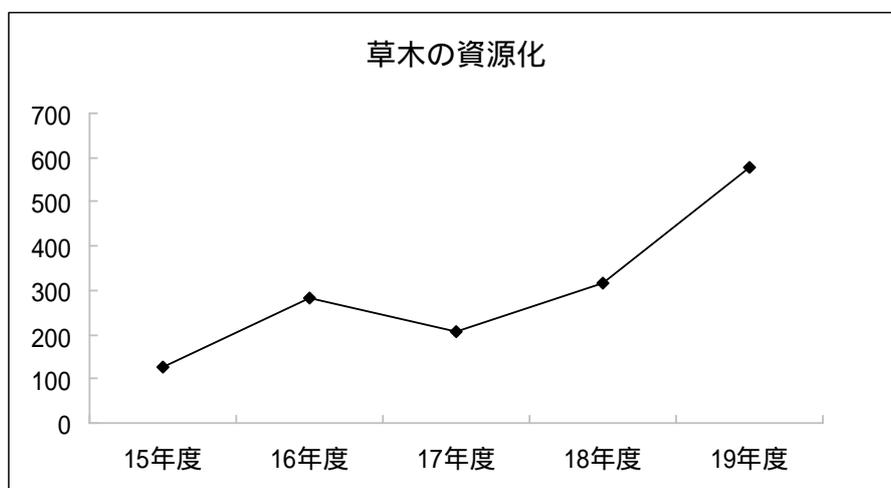


(4) 草木類の資源化

従来、剪定木等の草木類については、焼却・埋立処理を行っていたが、平成12年6月に倉浜衛生施設組合は民間企業と業務委託を行い、草木類をチップ化し、リサイクルしている。

(単位：t)

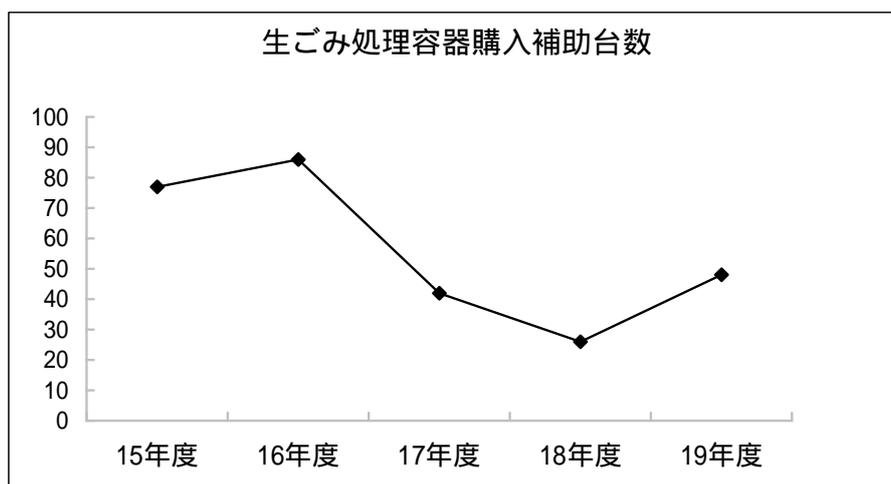
15年度	16年度	17年度	18年度	19年度
125.10	283.91	206.84	316.25	577.81



(5) 生ごみ処理容器購入補助

家庭から出る生ごみの減量を目的に、市民が生ごみ処理機・生ごみ処理容器を購入する場合、購入費の一部を補助し、生ごみの減量化・再資源化を推進している。

年度 \ 項目	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度
補助台数	77	86	42	26	48
補助金額(円)	1,135,412	1,562,224	781,252	430,971	920,217

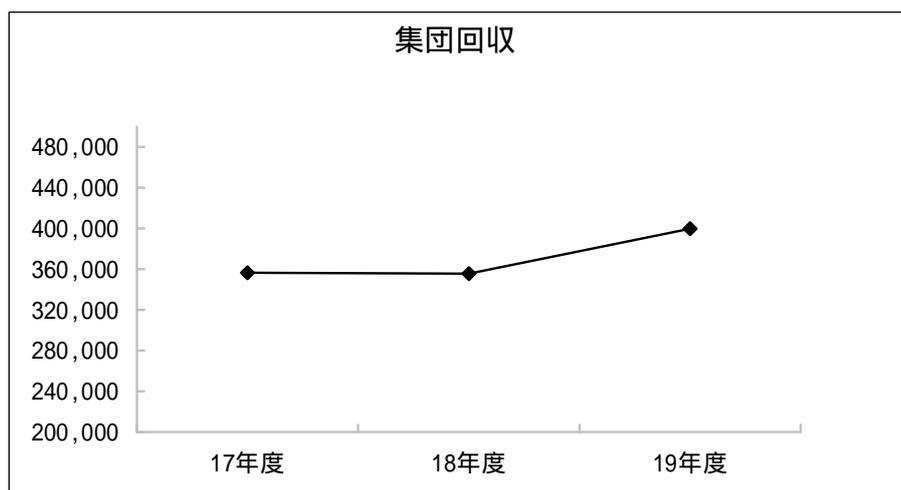


(6) 集団回収

本市では、平成3年度より排出源のごみ減量・再資源化を一層推進するため、自治会や子ども会等の資源回収推進団体が行う集団回収に対し報償金(1kgにつき4円)を交付し、その活動を支援している。

(単位：t)

年度	項目 回収量	内 訳				登録団体数
		ダンボール	新聞紙	模造紙	雑 誌	
17年度	356.43	44.22	222.08	56.52	33.61	28
18年度	355.62	65.53	208.27	50.97	30.85	34
19年度	399.72	83.83	208.43	42.94	64.52	29

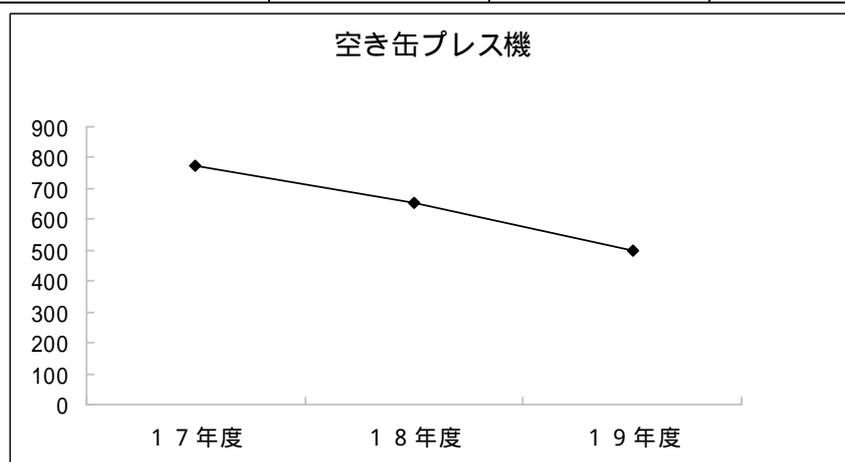


(7) 空き缶プレス機

平成7年度から、市民へのごみ減量、リサイクル意識の啓発を目的に、空き缶を図書券に換える事業を行っている。

(単位：枚)

	17年度	18年度	19年度
図書券交付枚数	773	653	500

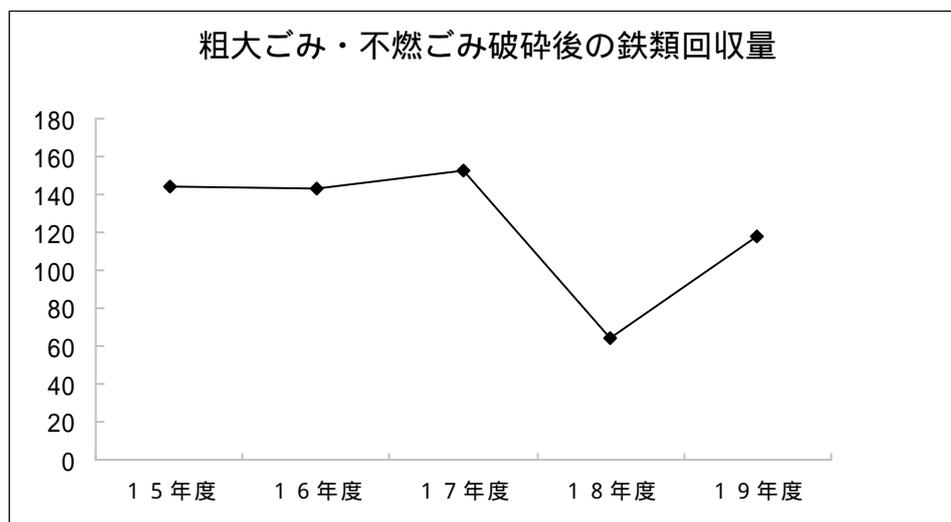


(8) 粗大ごみ・不燃ごみ破碎後の鉄類回収量

倉浜衛生施設組合に集められた不燃ごみ・粗大ごみは、破碎した後に出る鉄類を回収、資源化している。

(単位 : t)

年度 \ 項目	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度
鉄類回収	144.41	143.64	153.08	64.4	117.68



3. 再生利用の推移

(単位：t)

項目		15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	
人口(人)		88,720	89,671	90,173	90,776	91,503	
	スチール缶	620.50	530.99	543.14	469.45	395.62	
	アルミ缶等	14.60	13.55	14.42	11.02	11.86	
	鉄類	144.41	143.64	153.08	64.40	117.68	
	カレット(びん・ガラス)	468.97	483.07	605.99	650.27	571.68	
	びん類(リターナブル)	5.66	4.57	5.33	6.88	11.87	
	古紙類	896.41	854.55	867.83	679.81	374.54	
	ペットボトル	227.49	228.84	243.91	248.36	260.88	
	草木	125.10	283.91	206.84	316.25	577.81	
A	計(～)	2,503.14	2,543.12	2,640.54	2,446.44	2,321.94	
	集団回収量	651.60	663.86	356.43	355.62	399.72	
B	計()	651.60	663.86	356.43	355.62	399.72	
C	再生利用量【計】 (A + B)	3,154.74	3,206.98	2,996.97	2,802.06	2,721.66	
a	家庭系 収集	可燃	13,935.39	13,066.18	13,163.34	13,285.68	13,183.03
		不燃	665.44	434.71	394.71	372.35	359.02
		粗大	1,878.97	998.13	1,026.11	1,114.86	1,200.65
		資源	2,435.76	2,385.11	2,208.52	2,174.44	2,086.07
		計	18,915.56	16,884.13	16,792.68	16,947.33	16,828.77
b	事業系 収集	可燃	8,369.09	7,767.98	8,143.47	8,022.25	8,013.92
		不燃	689.23	560.66	517.01	349.62	334.72
		粗大	8.25	0.00	0.00	0.00	0.00
		計	9,066.57	8,328.64	8,660.48	8,371.87	8,348.64
D	総収集量(a + b)	27,982.13	25,212.77	25,453.16	25,319.20	25,177.41	
E	総排出量 (総収集量(D) + B)	28,633.73	25,876.63	25,809.59	25,674.82	25,577.13	
	再生利用率(C/E)	11.02%	12.39%	11.61%	10.91%	10.64%	
	排出量原単位(g/人・日)	786.81	692.63	693.12	690.33	684.32	

本資料における人口は各年度9月末日現在(外国人含む)を使用している。

4. ごみ減量・再資源化キャンペーン事業

増大するごみ問題について、市民の理解と協力を得るため、廃棄物の減量と再資源化推進についての各種意識啓発事業を展開した。(平成 19 年度)

(1) イベント・キャンペーンによる啓発

ボランティア清掃

市内道路や公共施設内にあるごみ・空き缶など散乱ごみの収集活動を実施した。

開催回数 10 回

参加人数 968 人

ごみのポイ捨て防止公開パトロール

空き缶、吸い殻等の投げ捨て禁止行為に対する抑制効果を高めるため、県の実施する「ごみのポイ捨て防止公開パトロール」に連携を図り、宜野湾市独自の「ごみのポイ捨て防止公開パトロール」を実施した。

実施日：5月、12月

場所：サンフティーマ、ユニオン上原店(5月)
かねひで野嵩店、ユニオン野嵩店(12月)

参加者：クリーンリーダー64人、市職員10人

実施内容：啓発用チラシ配布、携帯灰皿配布、のぼりや横断幕及び広報車による広報

パネル展の開催

各種団体等によるボランティア清掃及びごみのポイ捨て防止公開パトロールの活動報告を市役所ロビーにて行った。

(2) 出版物による啓発

市報ぎのわん

4月号(引越し時の大量ごみの処理について)

5月号(生ごみ処理機購入費補助制度が3万円へアップ、指定ごみ袋等の指定店の公表)

7月号(ごみのポイ捨ては絶対だめ!、台風時のごみ収集について)

8月号(台風4号が大暴れ、未だ絶えない不法投棄、ポイ捨てのない快適な街づくりを目指して、野焼きはやめましょう)

9月号(混ぜればごみ!分ければ資源!!)

11月号(クリーンビーチ作戦を実施)

2月号(ごみの収集曜日・出し方が変わります!)

3月号(ごみ出し曜日とルールが変わります!)

横断幕、看板、ポスター、チラシ

平成20年4月より変更になるごみの出し方を市民へ周知するため、横断幕、看板、ポスター及びチラシを作成した。

横断幕（懸垂幕）	16 本
看 板	50 本
ポスター	1,000 枚
チラシ	4,300 枚

「新しいごみの分け方・出し方」パンフレット、チラシ

市民にごみ減量を啓発するために、リサイクルに関する知識や情報が総合的に掲載されたごみの出し方一覧表付ガイドブック・ポスターを作成した。

- ・ 仕 様 A 4 版タテ（日本工業規格） 16 頁中綴じ 4 / 4 色 シルバーダイヤ紙 A 判
 A 2 版タテ（日本工業規格） 4 / 4 色 シルバーダイヤ紙 A 判
- ・ 発行部数 39,000 部

(3) インターネットによる啓発

宜野湾市の新しいごみの出し方等の各種ごみ情報をインターネットホームページで提供した。

ホームページアドレス <http://www.city.ginowan.okinawa.jp/2573/2706/1128.html>

5 . 家庭ごみ有料化事業

ごみ減量とリサイクルの推進、受益者負担によるごみ処理費用負担の公平化を図るため、平成 16 年 4 月より指定袋制による家庭ごみの有料化事業を実施している。

(1) 有料化による減量効果

ごみ有料化を実施した平成 16 年度は平成 15 年度と比較して総量で約 10%の減量効果がみられた。また一人 1 日あたりの排出量は、864g から 770g へと、約 94g の減量効果がみられる。

平成 19 年度においても、平成 16 年度の減量水準を維持しており、いわゆるリバウンド現象は現れていない。

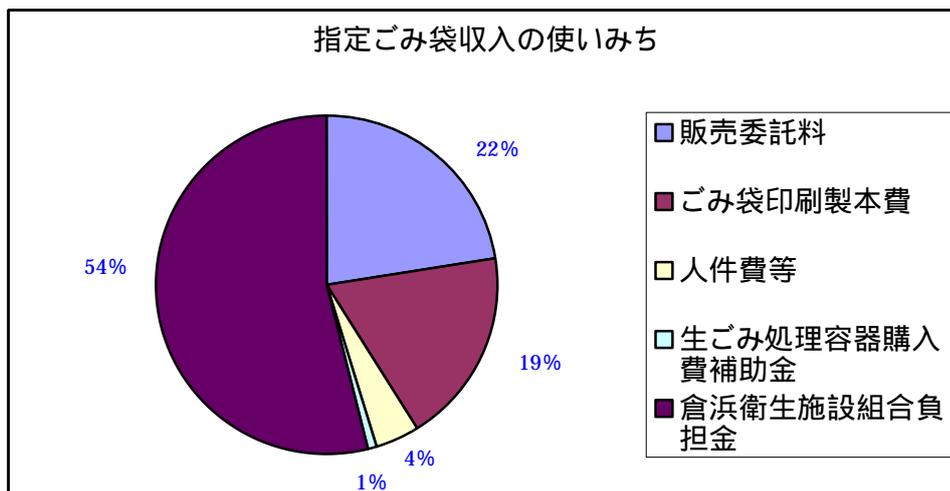
(2) 歳入・歳出（平成 19 年度決算ベース）

歳入 108,461,650 円

内訳 一般廃棄物処理手数料（指定ごみ袋代）
108,461,650 円

歳出 108,461,650 円

内訳 ごみ減量対策事業
50,137,677 円
（指定ごみ袋販売委託料）
24,378,063 円
（指定ごみ袋印刷製本費）
20,088,996 円
（人件費等）
4,750,401 円
（生ごみ処理容器購入費補助金）
920,217 円
倉浜衛生施設組合処理負担金事業
58,323,973 円



ごみ処理事業

1 . 概 況	16
2 . 収集・処理体制	16
3 . 処理業者一覧	18
(1) 収集運搬委託業者	18
(2) 収集運搬許可業者	18
(3) 処分業許可業者	18
4 . ごみの収集・処理量	19
(1) 平成19年度収集量及び処理量	19
(2) 平成19年度収集処理内訳	19
(3) 人口とごみ収集量の推移	20
(4) 焼却・埋立処分量の推移	21
(5) 1人1日当たりの家庭ごみの排出量の推移	22
5 . 犬・ねこの死体処理	23
6 . 不法投棄防止対策及び処理	23
7 . 放置自動車の処理	23
8 . 事業所ごみ対策事業	23
9 . クリーンリーダー	23
10 . 新炉建設事業	24
11 . 宜野湾市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画の概要	25

1. 概 況

ごみ処理は、収集、運搬、中間処理（破碎・焼却）・最終処分（埋立）と再資源化によって行われる一連のシステムであり、地域住民との合意によって成立し、その協力によって維持される。

本市では、年々増加、多様化するごみを環境衛生上支障のないよう処理するため、収集運搬体制の整備・充実をはじめ清掃工場や最終処分場等各種清掃施設の整備・拡充に努めてきた。

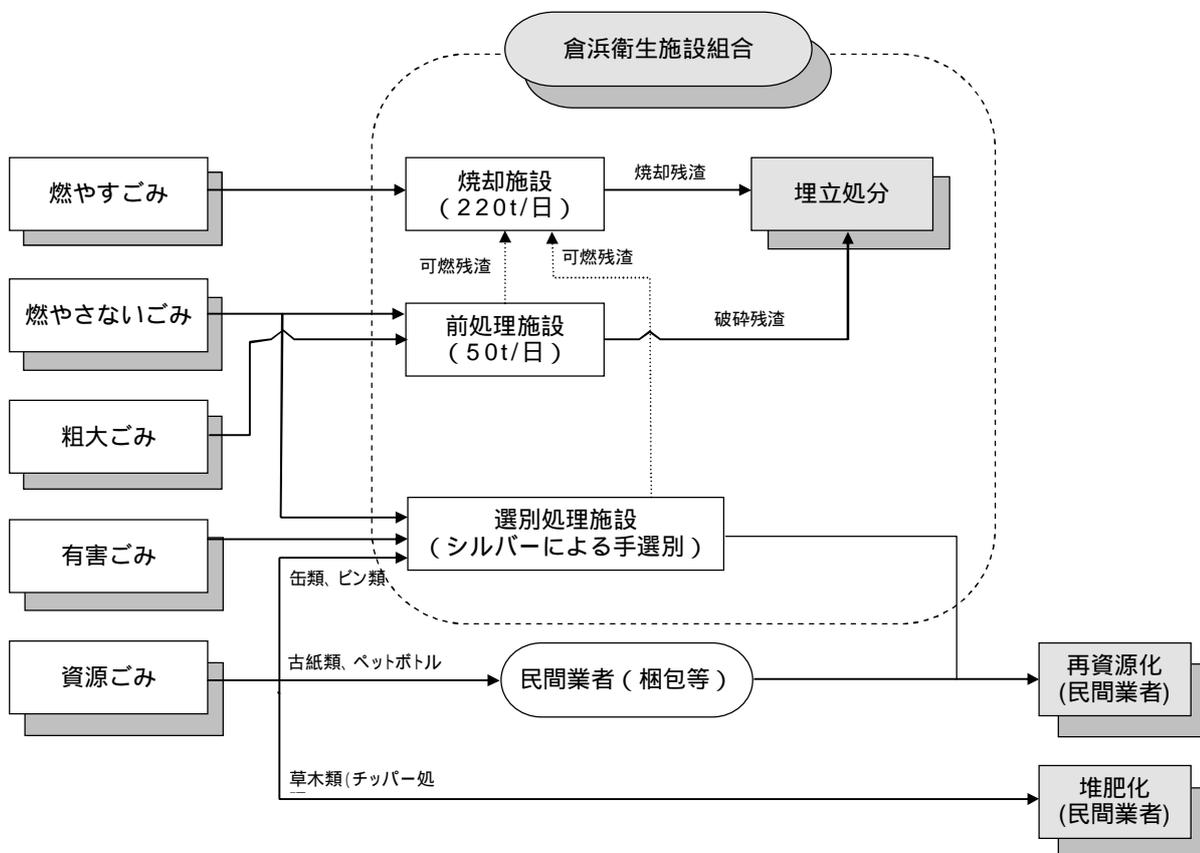
また、平成7年度より、古紙・缶・びんの資源ごみ収集のモデル事業を2地域で実施し、平成10年度までに市内全域での資源ごみ収集をスタートさせており、資源循環型の都市づくりを目指している。

さらに平成16年4月より、指定袋による家庭ごみの有料化を実施するなど、排出者である住民・事業者対策として、正しいごみの処理方法及びごみの減量・再利用など市の清掃事業への理解と協力を積極的に呼びかけている。

2. 収集・処理体制

(平成20年4月1日現在)

中間処理及び最終処分フロー



分別区分及び収集体制

(平成 20 年 4 月 1 日現在)

分別区分		具体的品目	排出方法	収集形態	収集回数
燃やすごみ		台所ごみ、プラスチック類、トレイ、ゴム・革製品、発泡スチロール	指定袋 (有料)	委託	週2回
燃やさないごみ		茶碗・食器、陶磁器類、びん類の割れ物・ヤカン、小型家電等			月2回
資源	缶類	空き缶、クッキー缶等	透明袋 (無料)		週1回
	びん類	空びん、油びん等			
	紙類	新聞、雑誌、ダンボール、牛乳パック、雑誌がみ	束ねて		
	ペットボトル	ペットボトル	透明袋 (無料)		月2回
	草木	枝葉、枯葉	透明袋(無料) または束ねて		
燃やす 粗大ごみ		通常の粗大ごみ (約90cm以上 または 約10kg以上)	処理券貼付	受付制	
		袋に入る粗大ごみ (布団・毛布)	指定袋 (有料)		
燃やさない 粗大ごみ		通常の粗大ごみ(約90cm以上 または 約10kg以上) ガスコンロ、電子レンジ	処理券貼付		
		袋に入る粗大ごみ (カセットコンロ・鉄アレイ)	指定袋 (有料)		
		ブラインド、カーテンレール、ものほしパイプ、ゴルフクラブ等	束ねて 処理券貼付		
有害ごみ		蛍光管、水銀使用製品、ライター	透明袋 (無料)		週1回

3. 処理業者一覧

(1) 収集運搬委託業者

(平成20年4月1日現在)

	名称	代表者名	所在地	委託車両台数				TEL
				可燃・不燃 草木・ペット	粗大 公共粗大	資源 有害	計	
1	宜野湾市清掃事業協同組合	豊里 友紀夫	宜野湾市 字愛地238-1	9	1		10	893-7216
2	(有)宜野湾クリーンサービス	呉屋 健	宜野湾市 大山3-28-5	5	2		7	898-9341
3	(社)宜野湾市シルバー人材センター	高宮城 昇	宜野湾市 新城2-4-11			6	6	893-6828
	計3業者			14	3	6	23	

(2) 収集運搬業許可業者

(平成20年4月1日現在)

	名称	代表者名	所在地	許可車両 台数	TEL	備考
1	(有)森屋衛生	森屋 幸雄	宜野湾市 新城2-23-6	4	892-1148	事業系ごみ
2	(有)米須衛生社	米須 清次	宜野湾市 字愛地178-1	3	893-4984	"
3	(資)照喜名衛生社	照喜名 昇	宜野湾市 長田2-12-12	4	892-2502	"
4	(有)照山環境	照喜名 朝春	宜野湾市 野嵩3-35-3	2	893-8090	し尿 浄化槽清掃業
5	石川 清礎	石川 清礎	宜野湾市 大山2-20-20	1	898-9474	"
6	オバス(株)	與那嶺 健和	宜野湾市 嘉数2-17-3	6	877-7120	犬・猫死骸
7	(株)冲善社	仲西 弘一	冲縄市 胡屋5-2-1	1	933-5400	病理物及び胎盤
8	冲縄県医療廃棄物事業協同組合	南 裕次	冲縄市 字登川3410-1	3	939-9999	紙くず・木くず・繊維 くず(医療機関)
9	(株)環境ソリューション	仲西 昇	冲縄市 字登川3328	7	937-8660	"
	計9業者			31		

(3) 処分業許可業者

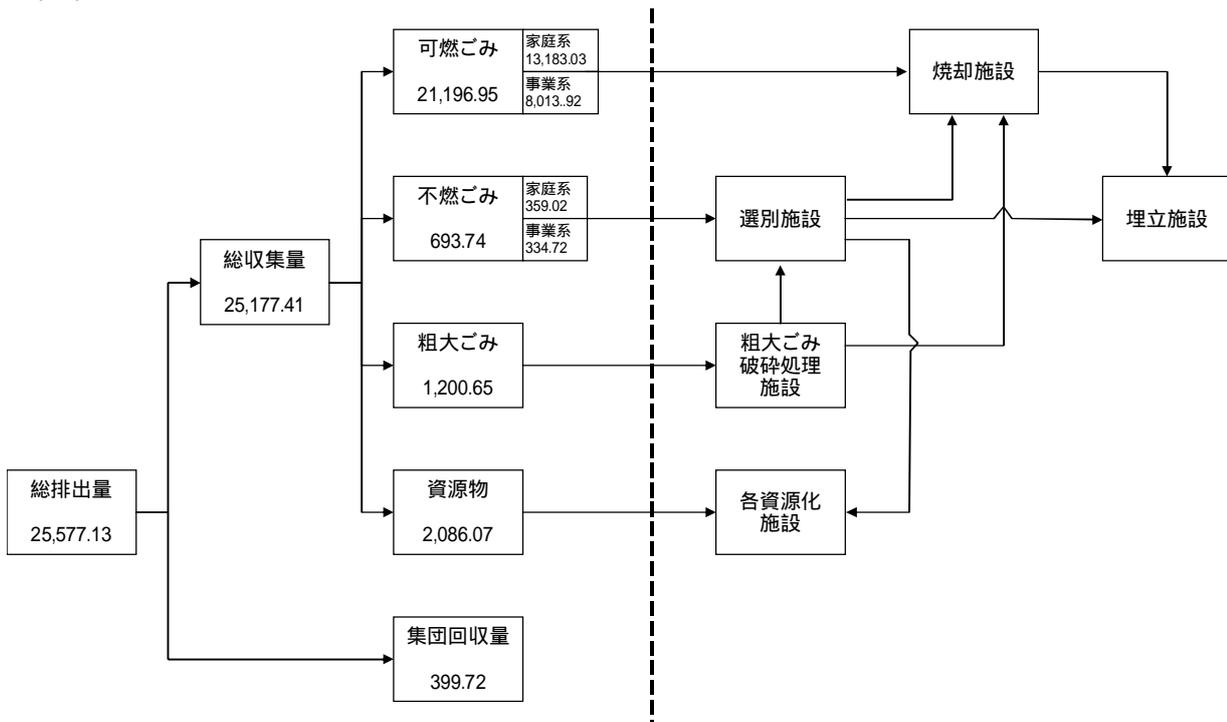
(平成20年4月1日現在)

	名称	代表者名	所在地	TEL	備考
1	オバス(株)	與那嶺 健和	宜野湾市 嘉数2-17-3	877-7120	犬・猫死骸焼却
	計1業者				

4. ごみの収集・処理量

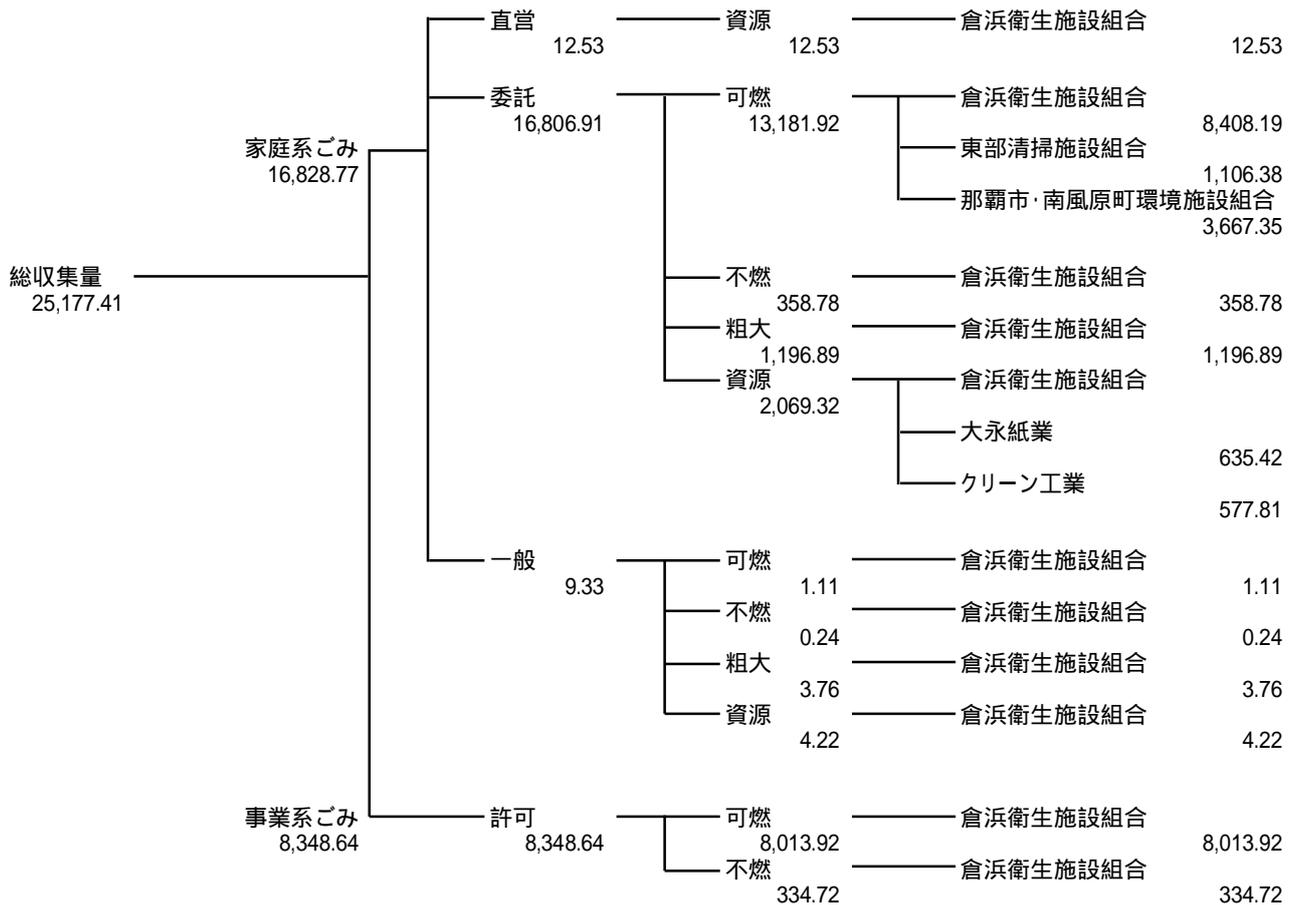
(1) 平成 19 年度収集量及び処理量

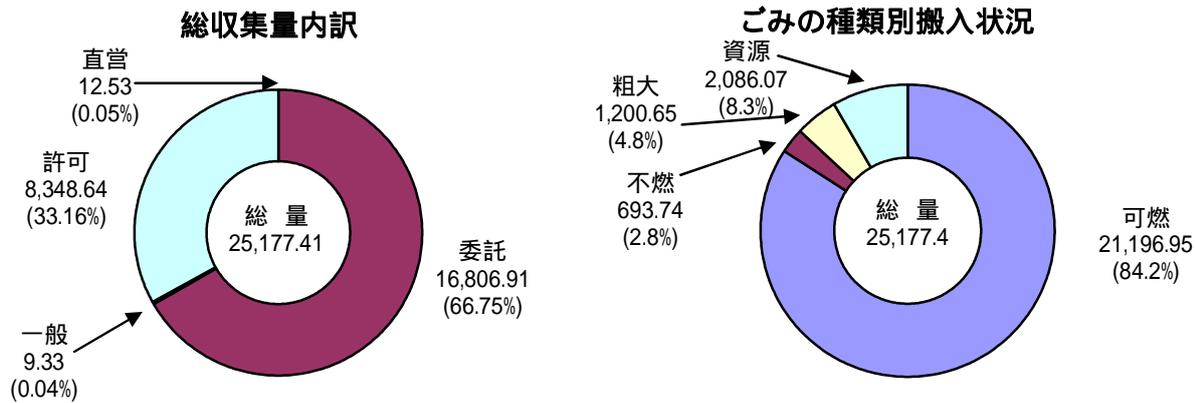
(単位：t)



(2) 平成 19 年度収集処理内訳

(単位：t)



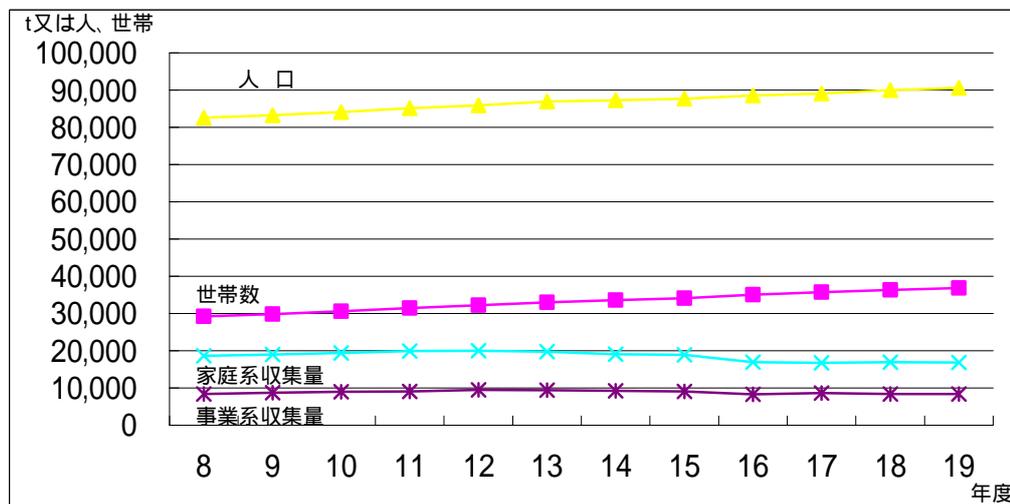


(3) 人口とごみ収集量の推移

(各年度末)

年度	世帯数 世帯	人口 人	家庭系収集量 t	事業系収集量 t
8	29,200	82,576	18,653	8,367
9	29,858	83,243	18,999	8,701
10	30,636	84,120	19,378	8,983
11	31,416	85,146	19,884	9,076
12	32,221	85,918	19,990	9,462
13	32,968	86,898	19,767	9,421
14	33,559	87,229	19,097	9,197
15	34,102	87,700	18,916	9,066
16	35,029	88,565	16,884	8,329
17	35,753	89,072	16,792	8,661
18	36,344	90,018	16,947	8,372
19	36,838	90,589	16,829	8,349

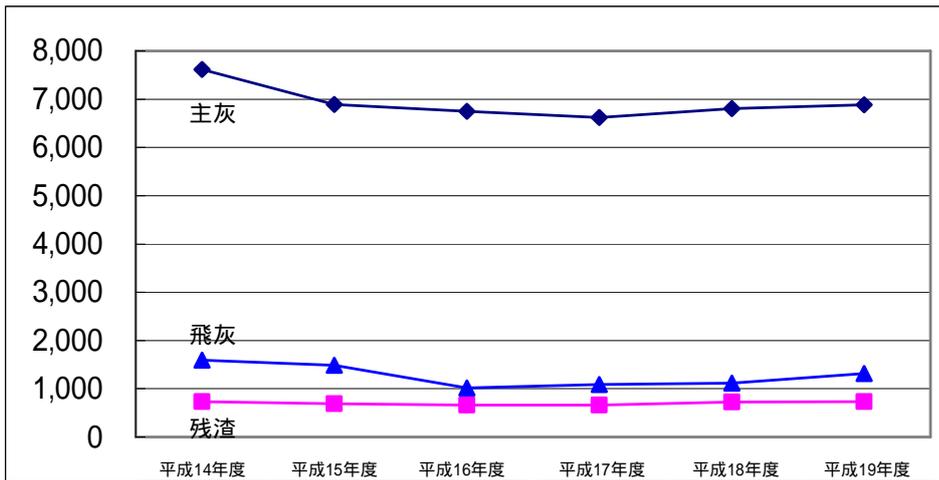
世帯と人口は各年度末の住民基本台帳を用いている。(外国人含まず)
 平成18年10月策定の循環型社会形成推進地域計画(地域計画)に合わせた数字となっている。



(4) 焼却・埋立処分量の推移

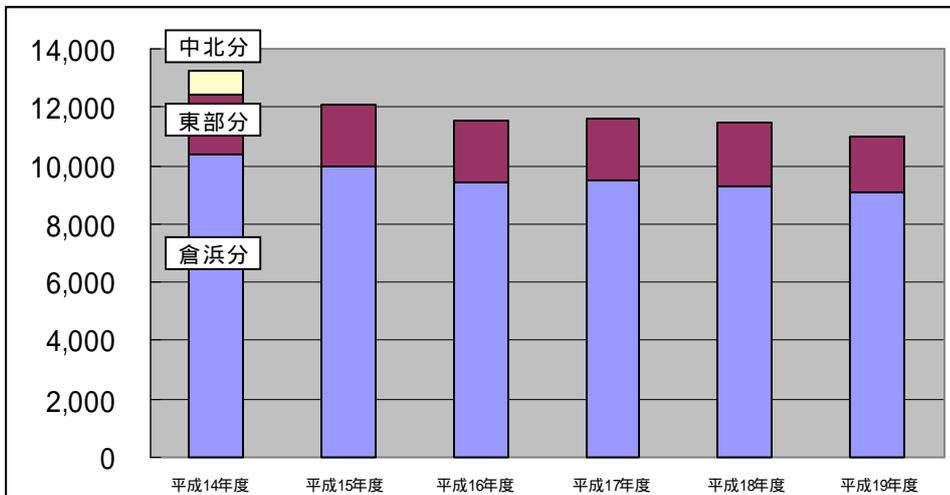
	倉浜衛生施設組合				東部からの倉浜分搬入量			東部から中北分搬入量				東部から東部分搬入量				搬入量合計			
	主灰	飛灰	残渣	合計	主灰	飛灰	合計	主灰	飛灰	残渣	合計	主灰	飛灰	残渣	合計	主灰	飛灰	残渣	合計
平成14年度	7,617	734	1,590	9,941	331	89	420	641	170	50	861	1,466	379	208	2,053	10,055	1,372	1,848	13,275
平成15年度	6,893	689	1,486	9,068	704	188	892					1,511	401	214	2,126	9,108	1,278	1,700	12,086
平成16年度	6,752	663	1,015	8,430	752	214	966					1,538	431	197	2,166	9,042	1,308	1,212	11,562
平成17年度	6,621	658	1,085	8,364	863	259	1,122					1,509	450	190	2,149	8,993	1,367	1,275	11,635
平成18年度	6,803	724	1,120	8,647	501	143	644					1,592	444	155	2,191	8,896	1,311	1,275	11,482
平成19年度	6,884	731	1,314	8,929	94	50	144					1,297	488	167	1,952	8,275	1,269	1,481	11,025

(単位 : t)



最終処分場埋立量の推移 (倉敷工場処理分)

(単位 : t)



埋立処分量計

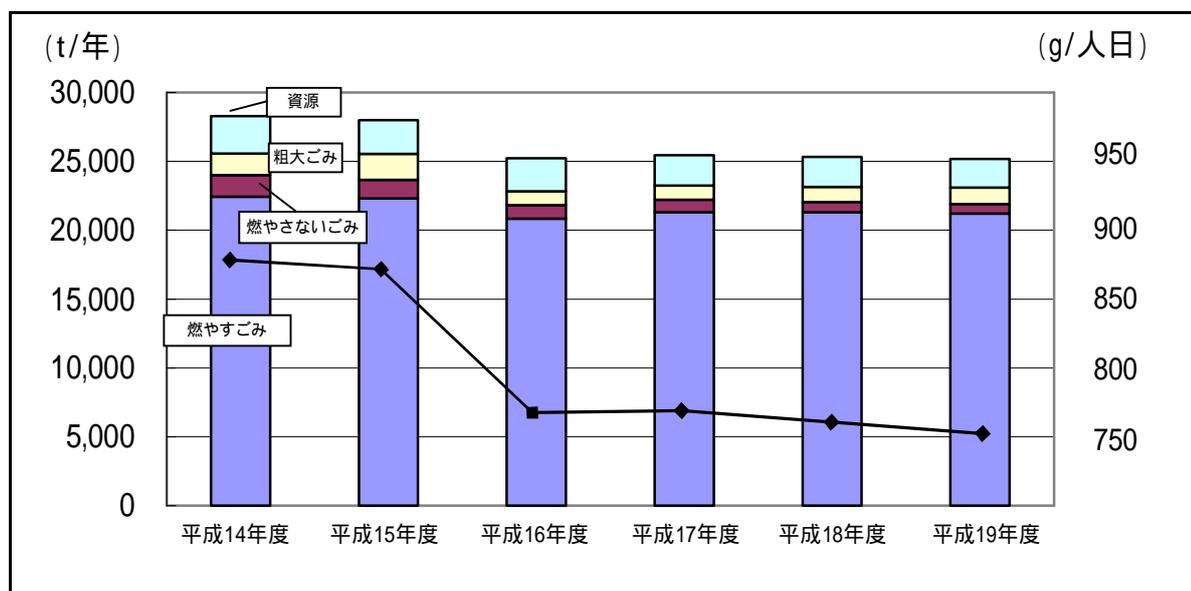
(5) 1人1日当たりのごみの排出量の推移

単位:t/年

	燃やすごみ	燃やさないごみ	粗大ごみ	資源	合計	1人1日あたりのごみ量 (g/人日)
H14	22,432	1,559	1,588	2,715	28,294	877
H15	22,304	1,355	1,887	2,436	27,982	864
H16	20,834	996	998	2,385	25,213	770
H17	21,306	912	1,026	2,209	25,453	773
H18	21,308	722	1,115	2,174	25,319	764
H19	21,197	694	1,201	2,086	25,178	754

資料：倉浜衛生施設組合「平成20年度 組合概要」

本資料における人口は各年度9月末日現在（外国人含む）を使用している。



5. 犬・ねこの死体処理

犬・ねこの死体について、収集・運搬・処分を行った。

平成 18 年度 418 件

平成 19 年度 452 件

6. 不法投棄防止対策及び処理

不法投棄されたごみの撤去作業を行うほか、常習場所や不法投棄されやすい地域において、警告看板を設置し、監視パトロールを実施するなど、不法投棄防止対策を行っている。

7. 放置自動車の処理

放置自動車の撤去処理については、「宜野湾市放置自動車の発生の防止及び適正な処理に関する条例」に基づき実施している。

市道や公園等、市有地上の放置自動車の処理にあたっては、市民からの通報などをもとに調査を行い、所有者の判明した車両については、所有者に撤去させるほか、所有者が判明しない車両については、撤去処分公告を経た後に撤去している。

私有地に放置された自動車について所有者が判明しない場合は、土地や建物の所有者（管理者）の責任にて処分するよう指導を行っている。

年度	発生件数	原因者による 自主撤去数	市による撤去数	その他件数
平成15年度	44	7	25	12
平成16年度	43	36	7	0
平成17年度	25	13	4	8
平成18年度	73	52	6	15

1 撤去については、発見・通報のあった年度を越えて実施している場合がある。

2 通報受付及び調査に関しては、放置状況に応じて、各担当部署が行っている。

8. 事業所ごみ対策事業

「資源循環型社会」の実現をめざして、ごみの発生の抑制と再資源化などの徹底をスローガンに、平成 13 年 4 月に「宜野湾市廃棄物の減量化の推進及び適正処理に関する条例」を施行した。この条例で、市・事業者・市民の三者の役割・責任を明確にし、三者の協力体制によるごみの減量・再資源化とともに、とくに事業者には自己処理責任の徹底など、責務と努力目標を規定している。

9. クリーンリーダー

市内の廃棄物に関する情報を適時に把握し、資源回収の推進と一般廃棄物の散乱の防止を迅速かつ適切に行うため、平成 4 年 3 月に「宜野湾市クリーンリーダー設置規定」を制定した。クリーンリーダーは清掃指導員と連携を密にし、毎月の定例会などを通して、環境保全対策を協議している。

クリーンリーダー 40 人（平成 20 年度）

10. 新炉建設事業

平成 22 年度より、倉浜衛生施設組合にて現在稼働中の焼却施設に代わり、熱回収施設が稼働し、またリサイクルセンターも新たに供用が開始される予定である。

熱回収施設は、一般廃棄物（可燃ごみ）を対象とし、流動床式ガス化溶融方式にてごみの熱分解ガスを使用し高熱で炭化した灰を溶融する予定である。この過程で発生するメタルやスラグは路盤材等に有効利用していく予定である。また余熱利用を実施し、場内の冷暖房や発電等を行う予定である。

リサイクルセンターでは、缶類、びん、ペットボトル、古紙等の資源を分別して再生利用し、また不燃ごみ及び不燃性粗大ごみは破碎し、鉄・アルミを選別して資源物として再生利用する予定である。

熱回収施設の施設概要

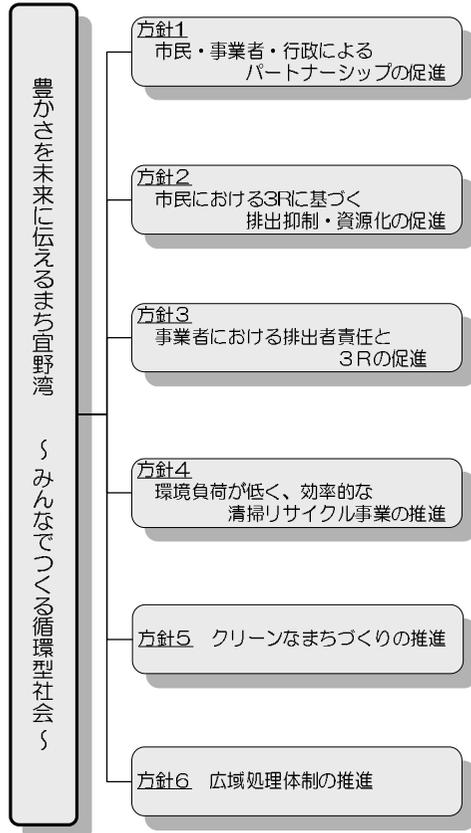
項目	内容
施設名称	熱回収施設
処理能力	309 t / 日 （103 t / 日 × 3 炉）
処理方式	流動床式ガス化溶融炉

リサイクルセンターの施設概要

項目	内容
施設名称	リサイクルセンター
処理能力	82 t / 日
処理方式	選別・破碎・圧縮・梱包

11. 宜野湾市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画の概要

●基本理念 ●基本方針

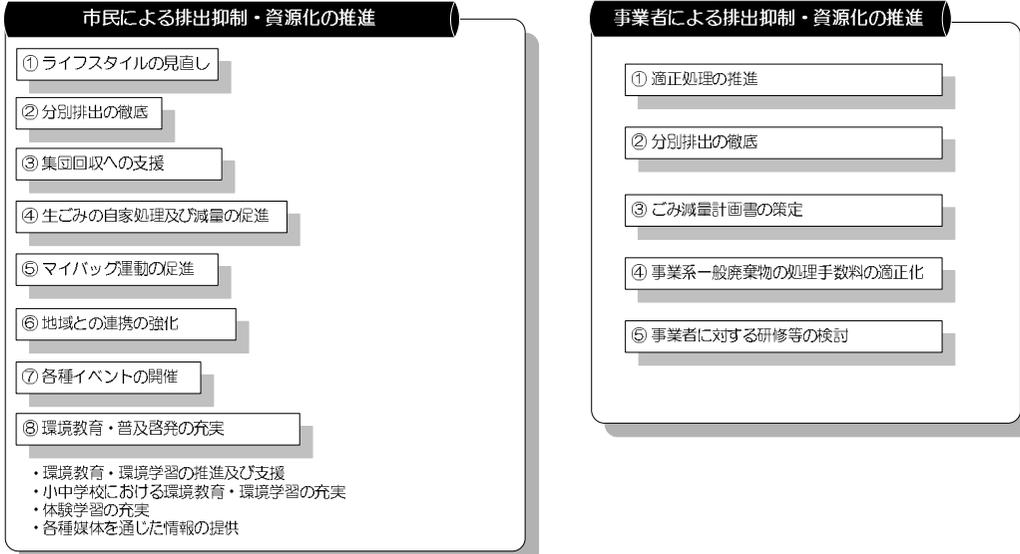


●目標（平成28年度まで）

- ◆ 家庭ごみ 一人1日 50g 減量
- ◆ 事業系ごみ 10%減量（平成17年度比）
- ◆ 資源化率 約20%

●個別計画

1. 排出抑制・資源化計画



2. 収集運搬計画

- ① 効率的な収集運搬体制の整備
- ② 環境負荷の低い収集運搬体制の整備

3. 中間処理計画

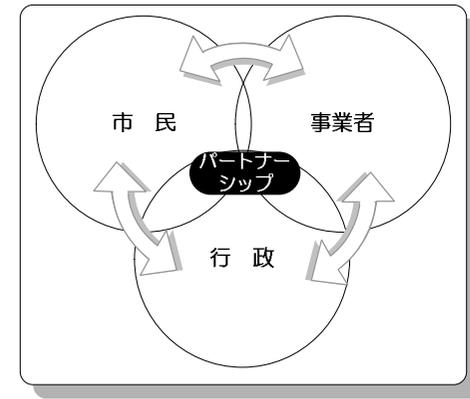
- ① 安全で安心な処理体制の確保

4. 最終処分計画

- ① 安全で安心な処分体制の確保

5. その他の計画

- ① 不法投棄への対応
- ② 災害廃棄物への対応
- ③ 適正処理困難物への対応



し尿処理事業

- 1 . 概 況 28
- 2 . 生活排水処理人口の推移 29
- 3 . し尿・浄化槽汚泥の処理量の推移 30

1. 概 況

昭和 37 年 7 月の市制施行により、清掃法の規定による「特別清掃地域」となったことに伴い、衛生行政の強化と改善を図るため、翌年の 2 月に「宜野湾市清掃条例」を施行した。これにより汲み取り業者は市長の許可制となり、市の責任体制が確立された。

当時し尿は、中部 9 市町村が輪番制で海洋投棄を行い処理していたが、海洋汚染防止の時代要請とともに、従来の海洋投棄による処理方法を廃止し、倉浜衛生施設組合は昭和 52 年 2 月に処理能力 130kl / 日の近代的なし尿処理場を伊佐に建設し、宜野湾市・沖縄市・北谷町から排出されるし尿の適正な処理を行っている。

2 市 1 町におけるし尿及び浄化槽汚泥の処理・処分の形態は次のとおりである。

し尿の収集は 2 市 1 町の許可業者によって「し尿」・「浄化槽汚泥」別に戸別収集され、倉浜衛生施設組合「宜野湾清水苑（せいすいえん）」へ搬入される。搬入に際し、倉浜衛生施設組合一般廃棄物処理手数料に関する条例により処理手数料を徴収している。

搬入されたし尿及び浄化槽汚泥の処理・処分は、倉浜衛生施設組合「宜野湾清水苑」で行い、その処理方式は、嫌気消化方式、加圧浮上法 + 活性汚泥法に加え、高度処理（オゾン脱色法 + 濾過処理法）によって行われ、浄化された処理水は、宜野湾市伊佐地先の海域に放流されている。また排出される処理汚泥は汚泥処理施設を設置している業者に処分を委託している。

公共下水道の整備促進により水洗化普及率は年々上昇する一方、し尿収集世帯は減少、散在化し、収集量も大幅に減少している。このような状況の中、減少する業務量にあわせ許可業者の合理化を推進してきた。平成 20 年 4 月現在、宜野湾市のし尿収集運搬業務は、許可業者 2 社により行っている。

2. 生活排水処理人口の推移

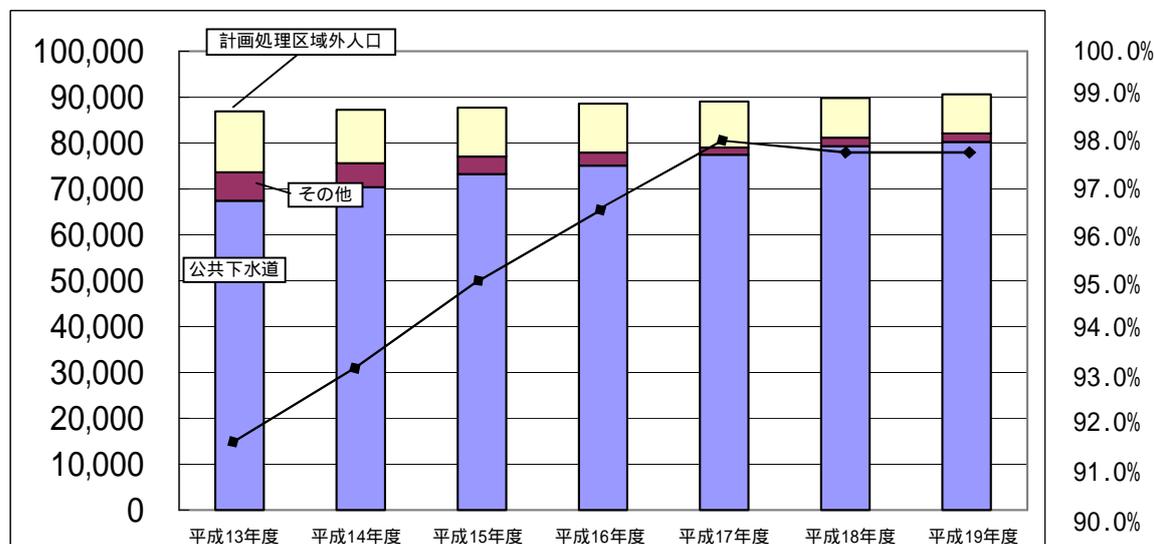
本市における生活排水処理人口は下記のとおりとなっている。

平成 19 年度において、計画処理区域内の人口は 82,105 人となっており、そのうちの 80,230 人が公共下水道を使用している。また、計画処理区域内人口に対する普及率は 97.7% となっている。

単位：人

区分		H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19
行政人口		86,898	87,229	87,700	88,565	89,072	89,804	90,589
計画処理区域内人口	a	73,621	75,620	77,045	77,939	78,990	81,186	82,105
公共下水道	b	67,440	70,376	73,193	75,099	77,437	79,318	80,230
その他		6,181	5,244	3,852	2,840	1,553	1,868	1,875
計画処理区域外人口		13,277	11,609	10,655	10,626	10,082	8,618	8,484
下水道普及率	c=b/a	91.6%	93.1%	95.0%	96.4%	98.0%	97.7%	97.7%

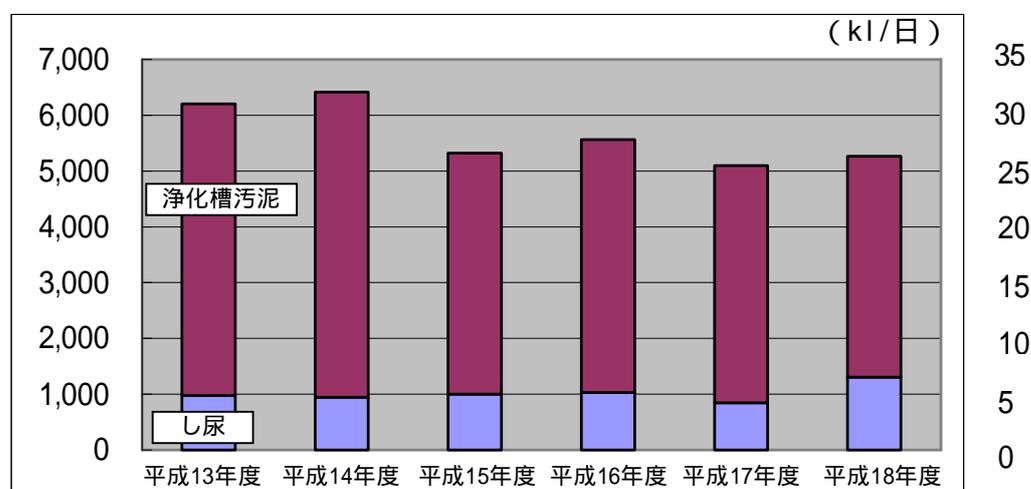
- 1：「その他」とは合併処理浄化槽、単独処理浄化槽、くみ取りの世帯の人口のことである。
- 2：「下水道普及率」とは計画処理区域内人口に対する下水道の普及率のことである。



3 . し尿・浄化槽汚泥の処理量の推移

本市のし尿及び浄化槽汚泥の収集運搬量は減少傾向にあり、平成 18 年度実績で、し尿 1,303 kl、浄化槽汚泥 3,965 kl、合計 5,268 kl となっており、1日平均で、約 17 kl/日である。

	し尿運搬量 (kl)	浄化槽汚泥 (kl)	収集運搬量 計 (kl)	1日平均収集量 (kl/日)
H13	979	5,224	6,203	20.2
H14	945	5,468	6,413	21.0
H15	1,001	4,318	5,319	17.2
H16	1,030	4,536	5,566	18.0
H17	844	4,255	5,099	16.3
H18	1,303	3,965	5,268	17.0



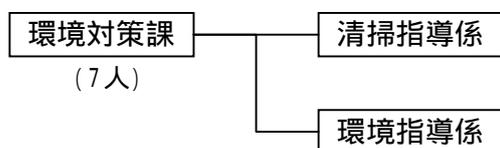
事業推進体制

1 . 機構及び事務分掌	32
(1) 機 構	32
(2) 事務分掌	32
2 . 清掃施設	34
(1) 清掃工場	35
(2) 最終処分場・し尿処理施設	36
3 . 予算・決算・原価	37
(1) 予算	37
(2) 決算推移	39
(3) 原価計算	40
4 . 事業年表	41

1. 機構及び事務分掌

(1) 機 構

(平成20年4月1日)



(2) 事務分掌

市民経済部

環境対策課

清掃指導係

098-893-4411 内 (452～455)

098-893-4140 (粗大ごみ受付専用電話)

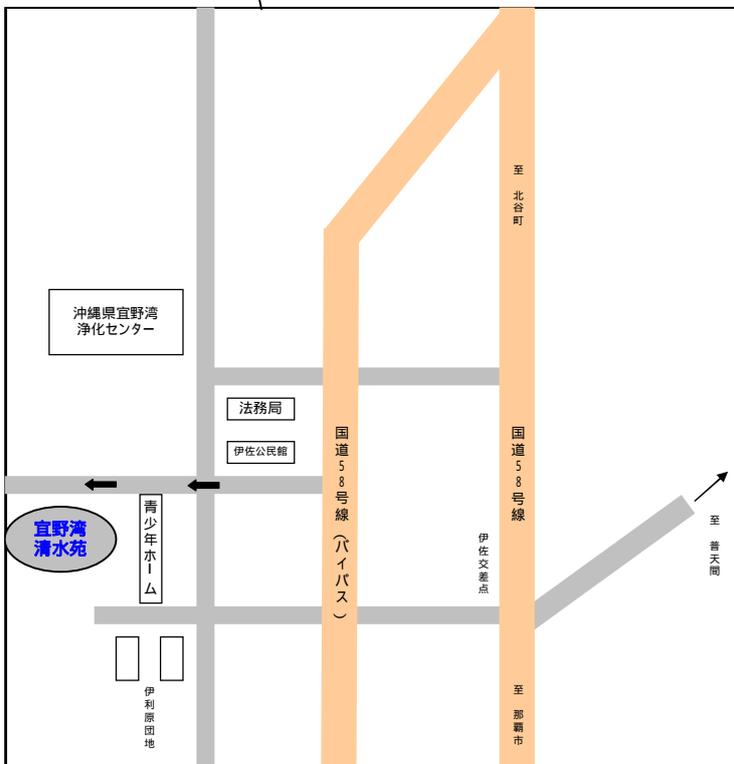
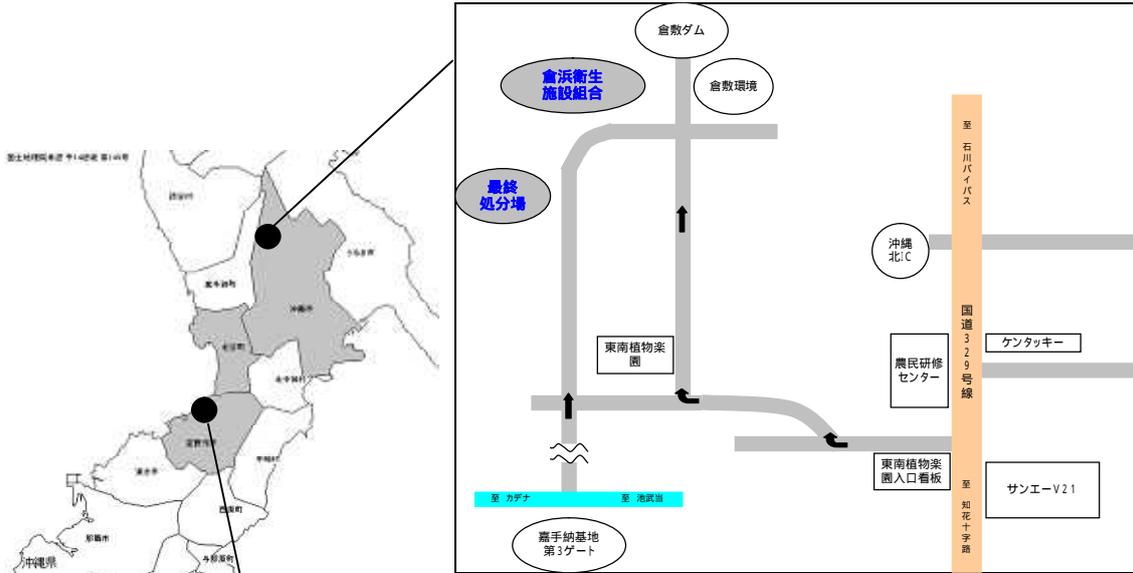
- (1) 一般廃棄物処理計画及び分別収集計画に関する事
- (2) 一般廃棄物の収集及び運搬の委託に関する事
- (3) 一般廃棄物処理業の許可、指導及び監督に関する事
- (4) 資源ごみ収集車の管理に関する事
- (5) 家庭系一般廃棄物の適正排出の普及及び啓発に関する事
- (6) ごみ置き場の設置に関する事
- (7) 不法投棄ごみの調査、回収及び防止に関する事
- (8) ボランティア清掃及び区内清掃に関する事
- (9) クリーンリーダーに関する事
- (10) 一般廃棄物搬入許可証の発行に関する事
- (11) 放置自動車の処理及び対策に関する事
- (12) 一般廃棄物の発生抑制、再使用及び再生利用施策の企画、立案及び推進に関する事
- (13) 資源回収推進団体への報償金交付に関する事
- (14) 空き缶プレス機に関する事
- (15) 生ごみ処理容器の購入費助成制度に関する事
- (16) 一般廃棄物処理手数料の徴収に関する事
- (17) 粗大ごみの受付及び収集に関する事
- (18) 一般廃棄物減量推進審議会に関する事
- (19) 倉浜衛生施設組合との連絡及び調整に関する事

環境指導係

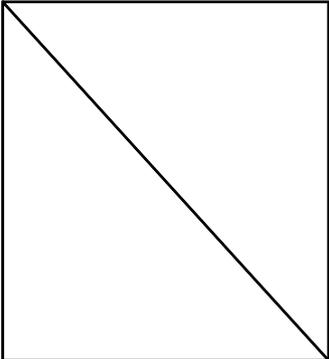
098-893-4411 内 (451・456・457)

- (1) 環境衛生思想の啓発に関する事
- (2) 公害防止に関する事
- (3) 墓地埋葬法に関する事
- (4) 自然保護に関する事
- (5) 狂犬病予防及び野犬に関する事
- (6) ハブ対策に関する事
- (7) 犬・猫の死体処理の指導及び引取りに関する事
- (8) そ族・昆虫等駆除に関する事
- (9) 環境保全及び温暖化対策に関する事

2. 清掃施設



(1) 清掃工場

					
	倉敷ごみ焼却場 第二工場		倉敷ごみ焼却場 第三工場		
規模及び形式等	稼 動 年 月	昭和51年 4 月		昭和57年	
	炉 形 式	准連続燃焼式焼却炉 (ストーカー式)		准連続燃焼式焼却炉 (ストーカー式)	
	施 設 規 模	100 t / 16h (50t / 16h × 2 炉)		120 t / 16h (60t / 16h × 2 基)	
	施 行 メ ー カ ー	太陽築炉工業 株式会社		日立造船 株式会社	
	建 築 規 模	建物面積 (延面積) 2,250.24㎡		建物面積 (延面積) 3,051.60㎡	
	設 備 内 容	受入供給設備	トラックスケール・ピット&クレーン方式		トラックスケール・ピット&クレーン方式
		燃 焼 方 式	ストーカー式准連続燃焼方式		ストーカー式准連続燃焼方式 グレートカッター付
		燃 焼 条 件	燃焼室温度 850 ~ 950		燃焼室温度 850 ~ 950
		ガ ス 冷 却 方 式	水噴射冷却方式		水噴射冷却方式
		通 風 方 式	押込・誘引送風機		押込・誘引送風機
除 じん 方 式		電気集塵機 (EP)		電気集塵機 (EP)	
排水処理設備		ごみピット・プラント排水 沈殿・薬品処理後循環再利用		灰污水处理設備	
(不燃ごみ 併設前処理設備)	処 理 方 式	回転式 破砕機		回転式 破砕機	
	施 設 規 模	30 ~ 50t / 5 h		25t / 5 h	
	施 行 メ ー カ ー	ラサ工業 株式会社		日立造船 株式会社	
	設 備 内 容	自動選別 (磁性物・破砕残渣 ・可燃物、金属プレス)		2 種自動選別 (磁性物・非磁性物 、金属プレス)	
建 設 費	984,282千円		1,840,271千円		
	国庫補助金	183,000千円	国庫補助金	841,560千円	
	起 債	640,900千円	起 債	755,300千円	
	一般財源	160,382千円	一般財源	243,411千円	

(2) 最終処分場・し尿処理施設

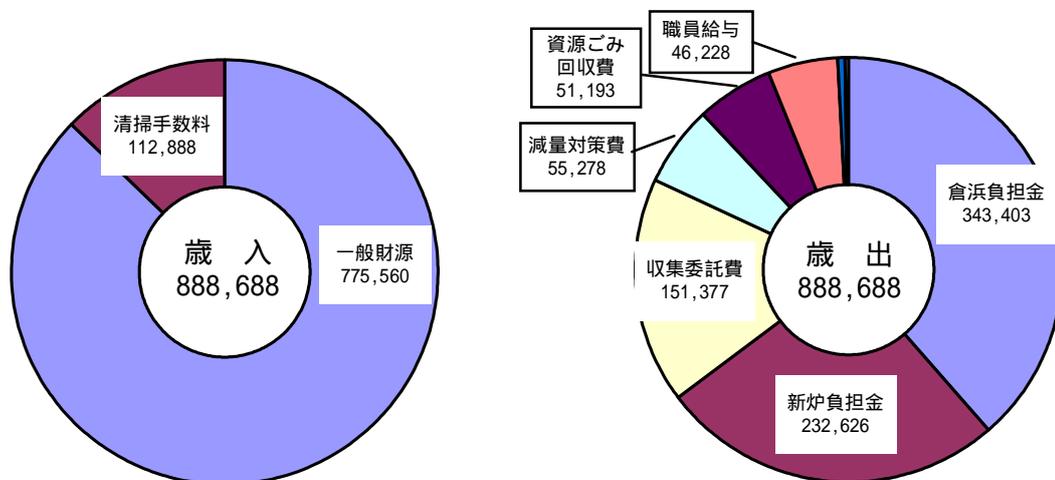
				
	最終処分場（埋立処分場・浸出水処理施設）		し尿処理施設（宜野湾清水苑）	
規模及び形式等	稼働年月	平成9年4月 平成9年2月から試運転及び埋立を始める。		昭和52年4月
	処理方式	（埋立処分場） 準好気性埋立・サンドイッチ工法 （浸出水処理施設） 接触ばっ気生物処理＋凝集沈殿		浄化処理方式 （活性汚泥法、加圧浮上法、 オゾン脱色法、濾過処理）
	施設規模	（埋立処分場） 埋立面積 38,000㎡ 埋立容量 400,000㎡ 埋立期間 14年間（平成22年） （浸出水処理施設） 処理能力 140㎡/日		130kl / 日
	建設規模	（敷地面積） 68,694㎡ 搬入路・埋立処分場・浸出水処理施設		（敷地面積） 13,039.22㎡ （建物面積）延面積 1,319.78㎡
	処理目標	-		（BOD） 10mg / （SS） 15mg /
	計画水質	流入水質処理（放流）水質 B O D 250mg / 10mg / C O D 100mg / 20mg / S 300mg / 10mg / T - N 100mg / 10mg / P H - 5.8～8.6 色 - 30度以下 大腸菌群数 - 1,000個以下		流入水質処理（放流）水質
建設費	2,738,582千円 国庫補助金 1,179,538千円 起債 1,130,800千円 一般財源 428,244千円		1,293,000千円 国庫補助金 252,900千円 起債 964,500千円 一般財源 75,600千円	

3. 予算・決算・原価

(1) 予算

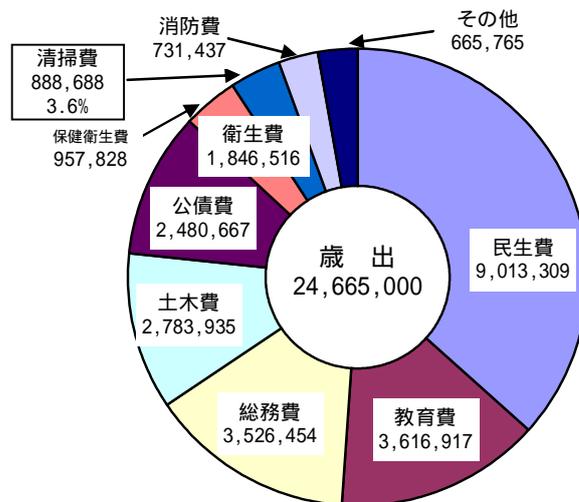
平成19年度清掃費当初予算内訳

(単位：千円)



平成19年度一般会計当初予算額

(単位：千円)



平成 19 年度当初予算事業別内訳

(単位：千円)

項 目		事 業 別 内 訳	
清 掃 費 888,688	1 . 清掃総務費 735,480	1 職員給与	46,228
		2 清掃事務運営費	6,752
		3 資源ゴミ回収事業	51,193
		4 倉浜衛生施設組合処理負担金事業	343,403
		5 ごみ減量対策事業	55,278
		6 倉浜衛生施設組合新炉建設費負担金事業	232,626
	2 . 塵芥処理費 153,208	1 塵芥処理事務運営費	1,831
		2 ごみ処理委託事業	151,377

(2) 決算推移

歳入

(単位 : 円)

	一般会計決算額	清掃事業決算額	使用料及び手数料	県補助金	その他収入
10	25,744,253,359	2,283,695	17,000	2,000,000	266,695
11	24,265,715,023	162,960	15,900		147,060
12	25,157,408,931	209,810	17,000		192,810
13	26,112,127,212	203,405	11,200		192,205
14	24,326,782,502	1,150,870	31,000	954,000	165,870
15	23,308,918,851	88,458,545	88,217,000		241,545
16	23,937,825,027	49,173,780	48,924,390		249,390
17	23,570,818,027	108,152,727	107,860,940		291,787
18	24,075,675,879	110,743,650	110,476,700		266,950
19	26,198,977,380	108,889,141	108,467,650		421,491

歳出

(単位 : 円)

	一般会計決算額	清掃事業決算額	清掃総務費	塵芥処理費	し尿処理費
10	24,821,265,236	666,350,315	521,308,975	144,995,665	45,675
11	23,779,118,911	752,128,067	604,566,433	147,561,634	0
12	24,569,252,557	768,774,223	619,446,396	149,327,827	0
13	25,517,892,150	731,570,107	580,033,880	151,527,827	8,400
14	23,706,088,242	744,002,028	591,000,925	152,992,703	8,400
15	22,765,674,985	765,986,784	611,807,341	154,179,443	0
16	23,408,576,693	713,502,174	560,367,769	153,134,405	0
17	23,210,197,883	699,307,245	546,093,629	153,213,616	
18	23,596,974,546	864,364,026	711,285,815	153,078,211	
19	25,919,223,546	880,227,200	726,239,870	153,987,330	

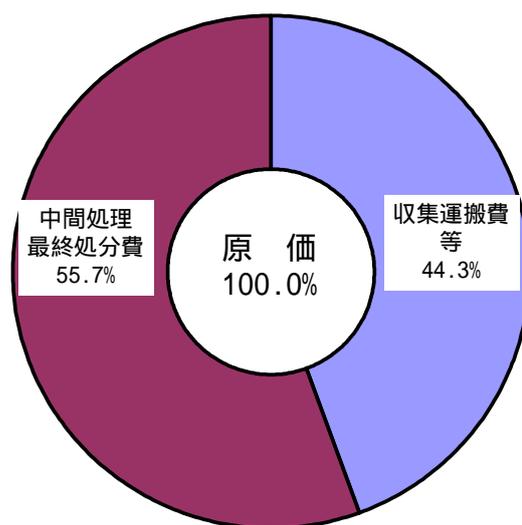
(3) 原価計算

平成18年度原価計算 (単位：円)

収 集 運 搬 費 等	235,397,000
中間処理費・最終処分費	295,380,000
部 門 直 接 原 価	530,777,000
ご み 量 (t)	25,319
1 t 当 た り の 経 費	14,803
市 民 1 人 当 た り の 経 費	5,847

平成18年度一般廃棄物処理事業実態調査より抜粋。
本資料における人口は平成18年9月末現在(外国人含む)を使用している。
中間処理費・最終処分費の中より建設・改良費を除く。

平成18年度部門直接原価内訳



4. 事業年表

年	月	本市関係	倉浜衛生施設組合関係	法令関係
明治33	4			汚物清掃法施行
昭和29	7			清掃法施行
昭和37	7	市制施行		
昭和38	2	許可業者によるごみ収集を開始		宜野湾市清掃条例施行
昭和41	7	北中城村渡口にごみ処理場を設置		
昭和42	4	市がごみ収集車を購入。市によるごみ収集が始まる (公共の場のごみ、共同作業によって出たごみ等)		
昭和42	12	北中城村渡口のごみ処理場を撤去		
昭和43	1	中城村南浜にごみ処理場を設置		
昭和44	12	中城村南浜のごみ処理場を撤去		
昭和44	12		一般廃棄物の協同処理を目的に「コザ市・宜野湾市・北谷村清掃施設組合」を設立	
昭和45	1	喜友名でごみの埋立処理を始める		
昭和45	10		宜野湾市が組合より脱退	
昭和46	3		「コザ市・北谷村清掃施設組合」において県内初のごみ焼却炉を建設	
昭和46	9			廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行
昭和48	10	地元住民との団体交渉の結果、清掃工場計画が白紙に戻る		
昭和49	4	ごみ収集料金の無料化を実施		
昭和49	4			宜野湾市廃棄物の処理及び清掃に関する条例施行
昭和49	7	処分場を確保できず、ごみ収集が約2週間中断		
昭和50	10	ごみ処理問題解決のための、し尿処理場建設計画を市報で公表		
昭和51	2		宜野湾市が組合へ再加入	
昭和51	4		新清掃工場落成式	
昭和51	4	ごみ処理方法の移行に伴い、ごみの分別収集(燃えるごみ・燃えないごみ)を開始		
昭和52	2		し尿処理施設「宜野湾清水苑」落成式	

年	月	本市関係	倉浜衛生施設組合関係	法令関係
昭和52	5		組合名称を「倉浜衛生施設組合」と変更	
平成3	3			宜野湾市資源回収推進団体報償金交付要綱制定
平成3	4	資源ごみ（紙類）回収団体への報償金制度を実施		
平成4	3			宜野湾市クリーンリーダー設置規定制定
平成4		クリーンリーダー制度を実施		
平成4		廃棄物の量的増大・質的多様化に対応するため、門前収集のモデル地域を設定（～平成6）		
平成4				宜野湾市廃棄物減量推進協議会規則制定
平成4	12			宜野湾市生ごみ処理容器購入費補助金交付要綱制定
平成5	4	家庭から出る生ごみの有効利用を図るため、生ごみ処理容器購入費補助金制度を実施		
平成7		市民・児童生徒への減量化・リサイクルの普及啓発活動のため、市役所に空き缶プレス機を設置		
平成7		古紙・缶・びんの資源ごみ収集のため、モデル地域を2地区設定		
平成7	12	第1回生ごみ処理容器の堆肥による花のまちづくりコンテスト実施		
平成8	3	宜野湾市一般廃棄物処理基本計画策定		
平成8		ごみに関する啓蒙・啓発用ビデオ『リサイクルを始めよう』を製作し、市内小中学校の教材として活用。		
平成8	12		組合独自の最終処分場となる一般廃棄物最終処分場が完成	
平成9		大型生ごみ処理機を福寿園に設置		
平成10	10	市内全域において資源ごみ収集（古紙・缶・ビン）を開始		
平成11	12		組合において、ダイオキシン対策工事を完了	
平成12	6	資源ごみの透明袋での収集を開始		
平成12	6	ペットボトルの分別収集を開始		
平成12	6		民間企業への委託による草木類のリサイクルを開始	

年	月	本市関係	倉浜衛生施設組合関係	法令関係
平成13	3			宜野湾市廃棄物の減量化の推進及び適正処理に関する条例制定
平成14	6			宜野湾市一般廃棄物減量推進審議会規則制定
平成14	6			宜野湾市放置自動車の発生の防止及び適正な処理に関する条例制定
平成15	10	パソコンリサイクル制度の開始		
平成15	11	家庭ごみの有料化について、一般廃棄物減量推進審議会より答申		
平成15	12			宜野湾市ポイ捨てのない快適なまちづくり条例制定
平成16	4	家庭ごみの有料化を実施		
平成17	6	分別収集計画書策定		
平成19	4	宜野湾市一般廃棄物処理基本計画改定		
平成20	3	「新しいごみの分け方・出し方」全戸配布		
平成20	4	ごみ分別・収集曜日の変更。草木の定期収集開始。		

参考資料

宜野湾市分別収集計画	46
一般廃棄物処理実施計画	50
宜野湾市廃棄物の減量化の推進及び適正処理に関する条例	53
宜野湾市廃棄物の減量化の推進及び適正処理に関する規則	57
宜野湾市資源回収推進団体報償金交付要綱	60
宜野湾市生ごみ処理容器購入費補助金交付要綱	61
宜野湾市生ごみ処理機貸与事業実施要綱	63
宜野湾市一般廃棄物処理手数料徴収事務委託要綱	64
宜野湾市一般廃棄物減量推進審議会規則	66
宜野湾市ポイ捨てのない快適なまちづくり条例	67
宜野湾市ポイ捨てのない快適なまちづくり条例施行規則	69
宜野湾市クリーンリーダー設置規程	70
宜野湾市放置自動車の発生の防止及び適正な処理に関する条例	71
宜野湾市放置自動車の発生の防止及び 適正な処理に関する条例施行規則	73
宜野湾市一般廃棄物収集運搬業務委託業者選定基準要綱	76
家庭ごみの正しい分け方・出し方	78

分別収集計画書

平成20年4月～平成25年3月まで

1. 計画策定の意義

宜野湾市(以下、「本市」という。)のまちづくりの基本は、三つの自立の達成を目標に掲げ、「経済の自立」「生活・居住の自立」及び「文化の自立」の充実を目指し『ねたての都市ぎのわん』を本市の将来都市像として、独自の機能を持つ自立的な都市形成の実現にある。これは市民の暮らしや経済・文化活動などの地域活性化と環境との調和を、最大限図ることにより良好な環境を創出することである。

快適で潤いのある生活環境を創りだすために、今日まで大量生産、大量消費、大量廃棄に支えられてきた社会経済、ライフスタイルを見直し、廃棄物を資源化し再利用して循環させる循環型社会を形成していく必要がある。

そのためには市民・事業者・行政3者が、それぞれの立場を理解し合い役割を明確にすることが重要である。

我が国の廃棄物処理は、今日まで大量消費のなかで焼却を中心とした「ごみ処理」を進めてきましたが、その結果、焼却施設の老朽化及び最終処分場の負担増につながっている。

本市では、廃棄物処理施設の延命化及びリサイクル社会を目指し、平成7年5月より資源ごみ回収のモデル地区をスタートさせ、順次拡大し、平成10年10月からは市内全域において資源ごみ回収を実施しているところである。

本計画は、このような状況の中、一般廃棄物の約30%を占めるといわれる容器包装廃棄物を容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律(以下「法」という。)第8条に基づいて分別収集し、最終処分場の安定化及び循環型社会を進める目的から市民・事業者・行政それぞれの役割を明確にし、関係者が一体となって取り組むべき方針を示したものである。

2. 基本的方向

本計画を実施するにあたっての基本的方向を以下に示す。

- (1) ごみの排出抑制とリサイクルを主とした循環型社会の構築
- (2) 市民・事業者と市が一体となった排出抑制、資源化の促進

- (3) 廃棄物の適正処理を推進し、地域環境を保全し廃棄物処理施設の延命化を図る

3. 計画期間

本計画の計画期間は平成20年4月を始期とする5カ年計画とし、3年ごとに改定する。

4. 対象品目

本計画は容器包装廃棄物のうち、スチール製容器・アルミ製容器・ガラス製容器(無色・茶色・その他)、飲料用紙製容器、段ボール、紙製容器包装・ペットボトルを対象とする。

5. 各年度における容器包装廃棄物の排出量の見込み(法第8条第2項第1号)

(単位: t/年)

	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
容器包装廃棄物	2,260	2,238	2,248	2,224	2,211

「平成19年3月・宜野湾市一般廃棄物処理基本計画より」

6. 容器包装廃棄物の排出の抑制のための方策に関する事項(法第8条第2項第2号)

容器包装廃棄物の排出の抑制のため、以下の事業を継続して実施する。

(1) 清掃指導員制度

地域のごみ減量化運動・資源化及び地域の環境美化推進のため、「ごみの適正排出」「ごみの分別排出」の徹底した指導を行う。

(2) 資源回収推進団体補助金交付制度

平成3年度から継続して実施している市内の資源回収推進団体の再資源化及び減量化活動に対する補助金の交付(現行は古紙のみ)。

(3) 教育・啓発活動

環境教育の一環として、市内小学校3・4年生への副読本で「ごみのゆくえ」と題してのごみ処理の説明・啓発並びに学校、地域団体のごみ処理施設の見学会、学習会を支援し、ごみの正しい出し方や分別について認識を深める。

今後も、平成8年度に作製した「ごみ処理及びリサイクルについての啓発用ビデオ」を説明会等において活用していく。

(4) 空き缶プレス機の設置

平成7年度より市役所前に設置した空き缶プレス機によって、これまでに約480万個の空き缶(アルミ・スチール)を回収し資源化され、図書券に引換えられており、継続して実施する。

平成8年度から海浜公園内に1基設置して、人工トロピカルビーチ及び公園内の空き缶についてもプレスし資源化に努めている。

7. 分別収集をするものとした容器包装廃棄物の種類及び当該容器包装廃棄物の収集に係る分別の区分(法第8条第2項第3号)

(1) 分別収集する容器包装廃棄物の種類と分別の区分

分別収集をする容器包装廃棄物の種類	収集に係る分別の区分									
主としてスチール製の容器	缶									
主としてアルミ製の容器										
主として <table border="0" style="margin-left: 20px;"> <tr> <td style="border: none;">ガラス製の</td> <td style="border: none;">—</td> <td style="border: none;">無色のガラス製容器</td> </tr> <tr> <td style="border: none;">容器</td> <td style="border: none;">—</td> <td style="border: none;">茶色のガラス製容器</td> </tr> <tr> <td style="border: none;"></td> <td style="border: none;">—</td> <td style="border: none;">その他のガラス製容器</td> </tr> </table>	ガラス製の	—	無色のガラス製容器	容器	—	茶色のガラス製容器		—	その他のガラス製容器	ガラスびん
ガラス製の	—	無色のガラス製容器								
容器	—	茶色のガラス製容器								
	—	その他のガラス製容器								
主として紙製の容器であって飲料を充てんするためのもの(原材料としてアルミニウムが利用されるものを除く。)	飲料用紙パック									
主として段ボール製の容器	段ボール									
主として紙製の容器包装であって上記以外のもの	飲料用紙パック、段ボール以外の紙製容器包装									

主としてポリエチレンテレフタレート(PET)製の容器であって飲料又はしょうゆを充てんするためのもの	ペットボトル
主としてプラスチック製の容器包装であって上記以外のもの	白色の発泡スチロール製食品トレイ(以下「白色トレイ」と表記)
	ペットボトル、白色トレイ以外のプラスチック製容器包装

8. 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込み(法第8条第2項第4号)

(単位: t/年)

	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
主としてスチール製の容器	496	501	516	521	527
主としてアルミ製の容器	13	13	13	13	14
無色のガラス製容器	301	304	313	316	319

茶色のガラス製容器	299	231	238	241	243
無色のガラス製容器	158	159	164	166	167
主として紙製の容器であって飲料を充てんするためのもの(原材料としてアルミニウムが利用されているものを除く。)	15	15	15	16	16
主として段ボール製の容器	172	174	179	181	183
主としてポリエチレンテレフタレート(PET)製の容器であって飲料又はしょうゆその他主務大臣が定める商品を充てんするためのもの	256	258	266	269	272

9. 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の見込みの算定方法

平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
92,222人 (対前年度比) 101%	93,069人 (対前年度比) 101%	96,063人 (対前年度比) 103%	96,925人 (対前年度比) 101%	97,794人 (対前年度比) 101%

「平成19年3月・宜野湾市一般廃棄物処理基本計画より」

10. 分別収集を実施する者に関する基本的な事項(法第8条第2項第5号)

本市では、缶・ビン及び古紙を資源ごみとして、平成10年10月より市内全域について分別収集を実施している。今後、容器包装廃棄物の分別収集の実施にあたり、現行の収集体制を維持しながら対応していく。

収集・運搬の段階、選別・保管等の段階の実施者について下表に示す。

分別収集する容器包装廃棄物の種類	収集に係る分別の区分	収集・運搬段階	選別・保管等段階			
スチール アルミ	缶類	委託による指定日回収	倉浜衛生施設 組合ヤード			
無色ガラス 茶色ガラス その他ガラス						
紙パック 段ボール その他紙製容器包装	古紙	委託による指定日回収	倉浜衛生施設 組合ヤード			
PETボトル				プラスチック類	委託による指定日回収	倉浜衛生施設 組合ヤード

11. 分別収集の用に供する施設の整備に関する事項(法第8条第2項第6号)

当面は、缶(スチール・アルミ)、ガラスびん(無色ガラス・茶色ガラス・その他ガラス)、紙製容器包装(紙パック・段ボール・その他紙製容器包装)については、既存の倉浜衛生施設組合ごみ処理場内のストックヤードにおいて選別・保管を行う。分別収集の用に供する施設計画を下表に示す。

容器包装廃棄物の種類	収集に係る分別の区分	収集容器	収集車	中間処理
------------	------------	------	-----	------

アルミ	缶 類	袋	2t平ボディー 改造車	倉浜衛生施設組 合ストックヤード
スチール				
無色ガラス	ビン類	プラスチック コンテナ	2t平ボディー 改造車	倉浜衛生施設 組合ストックヤード
茶色ガラス				
その他ガラス				
紙パック	古紙	(縛る)	2t平ボディー 改造車	倉浜衛生施設 組合ストックヤード
段ボール				
その他紙製容器包装				
PET ボトル	プラスチック類	袋	3tバッカー車	倉浜衛生施設 組合ストックヤード

1.2 .その他容器包装廃棄物の分別収集の実施に関し重要な事項(法第8条第2項第7号)

分別収集計画が実行あるものとするため、次の取り組みを進める。

- (1) 容器包装廃棄物が排出されたとき、分別区分にしたがって適正に排出されるよう資源ごみ指導員と連携して啓発を行う。
- (2) 自治会、市民団体等の行う資源回収推進団体補助金交付については、これまでどおり継続して支援していく。
- (3) 分別収集計画により、現行の資源ごみ回収を通じてステッカー貼り、チラシ配布、説明会等の啓蒙啓発を実施し、順次順次拡大していく。

一般廃棄物処理計画

宜野湾市告示第27号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第6条第1項の規定により、一般廃棄物の処理計画について別紙のとおり定めたので、宜野湾市廃棄物の減量化の推進及び適正処理に関する条例（平成13年宜野湾市条例第4号）第7条第3項の規定により告示する。

平成20年4月16日

宜野湾市長 伊波 洋 一

平成20年度宜野湾市一般廃棄物処理計画

50

1 処理区域 宜野湾市全域

2 廃棄物の種類

一般家庭から排出する一般廃棄物（普通ごみ、粗大ごみ、し尿、浄化槽汚泥）、動物の死体（家畜の死体を除く。）及び事業活動によって排出する一般廃棄物。

3 一般廃棄物の排出量

一般家庭から排出される一般廃棄物 （普通ごみ）	13,773 トン
一般家庭から排出される資源ごみ	2,260 トン
一般家庭及び公共施設から排出される一般廃棄物（粗大ごみ）	1,049 トン

事業所から排出される一般廃棄物 （ごみ）	8,953 トン
一般家庭及び事業所より排出される し尿及び浄化槽汚泥	4,396 キロリットル

4 一般廃棄物の処理主体

（1）普通ごみ及び粗大ごみ

ごみの種類	収集・運搬	中間処理及び最終処分
一般家庭普通ごみ	委託	倉浜衛生施設組合 （沖縄市字倉敷152番地） にて行う。
一般家庭資源ごみ	委託	
一般家庭粗大ごみ	委託	
公共施設の粗大ごみ	委託	
事業系ごみ	許可	

5 処理計画

（1）一般廃棄物（ごみ）の収集、運搬計画。

ア 一般家庭から排出されるごみ

普通ごみは「燃やすごみ」を週2回、「燃やさないごみ」を月2回の分別収集により定曜日に収集する。収集方法は門前収集とし、委託業者が行う。収集手数料は有料とする。

粗大ごみは「燃やす粗大ごみ」と「燃やさない粗大ごみ」の分別収集とし、申し出により委託業者が門前収集を行う。

ただし、傘だけは指定袋からはみ出しても例外として「燃やさないごみ」として収集する。収集の方法は収集計画表による。

収集手数料は有料とする。一時多量の粗大ごみは自己搬入とする。

イ 一般家庭資源ごみ

資源ごみ「かん類」「びん類」「紙類」「有害ごみ」「草木類」「ペットボトル」の6種類に分別収集する。

「かん類」「びん類」「紙類」「有害ごみ」は週1回の分別収集より定曜日に収集する。ただし、「ペットボトル」「草木類」については、月2回の分別

収集により定曜日に収集する。

収集手数料は無料とする。

ウ 公共施設の粗大ごみ

委託業者が収集計画表により収集、運搬を行う。

エ 事業所から排出されるごみ

普通ごみは「燃やすごみ」と「燃やさないごみ」に分別し、週2回以上許可業者によって収集、運搬を行う。収集手数料は有料とする。粗大ごみは自己処理とする。

6 ごみの種類別収集計画量

51

ごみの種類	処理主体	収集運搬量	収集回数	収集方法	中間処理及び最終処分
家庭普通ごみ	委託	13,773トン	週3回	門前収集	倉浜衛生施設 組合ごみ処理 工場 (沖縄市字倉敷152番地)にて行う。
家庭資源ごみ	委託	2,260トン	月4~5回	門前収集	
家庭粗大ごみ	委託	1,049トン	週1回	門前収集	
公共施設のごみ	委託		計画表による	戸別収集	
事業系ごみ	許可	8,953トン	契約による	戸別収集	

7. 一般廃棄物の収集・運搬委託業者

(1) 一般家庭普通ごみ委託業者 (14台)

氏名	住所
(有) 宜野湾クリーンサービス	宜野湾市大山三丁目28番5号
宜野湾市清掃事業協同組合	宜野湾市字愛知238番地の1

(2) 一般家庭資源ごみ委託業者 (20台)

氏名	住所
(社) 宜野湾市シルバー人材センター	宜野湾市新城二丁目4番11号
(有) 宜野湾クリーンサービス	宜野湾市大山三丁目28番5号

宜野湾市清掃事業協同組合	宜野湾市字愛知238番地の1
--------------	----------------

(3) 一般家庭粗大ごみ委託業者 (2台)

氏名	住所
(有) 宜野湾クリーンサービス	宜野湾市大山三丁目28番5号
宜野湾市清掃事業協同組合	宜野湾市字愛知238番地の1

(4) 公共施設関係粗大ごみ委託業者 (1台)

氏名	住所
(有) 宜野湾クリーンサービス	宜野湾市大山三丁目28番5号

8. 一般廃棄物の収集・運搬許可業者

(1) し尿収集計画量及び収集方法

種別	処理主体	収集運搬量	収集区域	収集回数	収集方法	中間処理及び最終処分
し尿	許可	770kl	市内全域	随時	戸別収集	宜野湾清水苑(宜野湾市伊佐四丁目9番6号)にて行う。
浄化槽汚泥	許可	3,626kl	市内全域	随時	戸別収集	

(2) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号。以下「法」という。)第7条に規定する一般廃棄物処理業(ごみ)

氏名	住所
有限会社 森屋衛生	宜野湾市新城二丁目23番6号
有限会社 米須衛生社	宜野湾市字愛知178番地
合資会社 照喜納衛生社	宜野湾市長田二丁目12番12号

(3) し尿及び浄化槽汚泥

種 別	処 理 主 体	
	収集・運搬	中間処理及び最終処分
し 尿	許 可	宜野湾清水苑（宜野湾市伊佐四丁目 9番6号）にて行う。
浄化槽汚泥	許 可	

（４）法第7条に規定する一般廃棄物処理業（し尿）及び浄化槽法（昭和58年法律第43号）第35条に規定する浄化槽清掃業

氏 名	住 所
有限会社 照山環境	宜野湾市野嵩三丁目35番3号
石 川 清 礎	宜野湾市大山二丁目20番20号

平成20年3月27日付けの「浄化槽清掃業」許可申請書により、照喜名朝春と山城徳榮の合併が確認され、社名を「有限会社 照山環境」と改名する。

宜野湾市廃棄物の減量化の推進及び適正処理に関する条例

平成13年3月30日

条例第4号

(目的)

第1条 この条例は、市、事業者及び市民が一体となって、生産、流通、消費及び廃棄の各段階における廃棄物の抑制並びに廃棄物の自己処理、再使用及び再生利用による廃棄物の減量化を推進するとともに、廃棄物を適正に処理することにより、生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図り、もって本市における豊かで快適な環境の創造に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例における用語の意義は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号。以下「法」という。)の例による。

53 (市の責務)

第3条 市は、再生資源の回収、分別収集、再生品の使用の推進その他の施策を通じて一般廃棄物の減量を推進するとともに、廃棄物の適正な処理を図らなければならない。

2 市は、廃棄物の処理に関する事業の実施に当たっては、処理施設の整備及び作業方法の改善を図る等、その能率的な運営に努めなければならない。

3 市は、一般廃棄物の減量及び適正な処理に関する市民及び事業者の意識の啓発を図るとともに、一般廃棄物の減量に関する市民及び事業者の自主的な活動を促進するよう努めなければならない。

(事業者の責務)

第4条 事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならない。

2 事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物の再生利用等を行うことによりその減量に努めるとともに、物の製造、加工、販売等に際して、その製品、容器等が廃棄物となった場合における処理の困難性についてあらかじめ自ら評価し、適正な処理が困難にならないような製品、容器等の開発を行わなければならない。

3 事業者は、その製品、容器等に係る廃棄物の適正な処理の方法についての情報を提供

すること等により、その製品、容器等が廃棄物となった場合において、その適正な処理が困難となることのないようにしなければならない。

4 事業者は、物の製造、加工、販売等に際して、再生資源及び再生資源を原材料として使用された製品の使用、長期間使用可能な製品及び再生利用が容易な製品の開発、修理体制の整備、過剰な包装の回避等の措置を講じ、廃棄物の減量が図られるよう努めなければならない。

5 前4項に定めるもののほか、事業者は、廃棄物の減量その他適正な処理の確保等に関し市の施策に協力しなければならない。

(市民の責務)

第5条 市民は、廃棄物の排出を抑制し、再生品の使用、不用品の活用等により廃棄物の再生利用を図り、廃棄物を分別して排出しなければならない。

2 市民は、その生じた廃棄物をなるべく自ら処分すること等により、廃棄物の減量その他その適正な処理の確保等に関し市の施策に協力しなければならない。

(一般廃棄物減量推進審議会)

第6条 一般廃棄物の減量及び処理に関する事項を審議するため、宜野湾市一般廃棄物減量推進審議会(以下「審議会」という。)を設置する。

2 審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

(一般廃棄物処理計画)

第7条 市は、法の規定に基づき中長期的な視点に立った一般廃棄物の減量及び処理に関する計画(以下「一般廃棄物処理計画」という。)を定めるものとする。

2 一般廃棄物処理計画は、基本的事項について定める基本計画とその基本計画の実施のために必要な各年度の事業について定める実施計画に分けて定めるものとする。

3 市は、一般廃棄物処理計画を定めたとき又は変更したときは、これを告示する。

(他の地方公共団体との連携)

第8条 市は、廃棄物の減量及び処理に関する施策の推進に当たって、必要と認めるときは、他の地方公共団体との連携を図るものとする。

(市による廃棄物の減量及び処理)

第9条 市は、一般廃棄物処理計画に従い、廃棄物の分別、収集、運搬及び処分、資源化

の徹底を図るとともに、廃棄物の減量化に努めなければならない。

- 2 市は、前項の規定を普及させるため、広報、啓発、指導その他必要な措置を講ずるものとする。

(事業者等による廃棄物の減量及び処理)

- 第10条 事業者及び土地又は建物の占有者(占有者がいない場合は、管理者とする。以下「事業者等」という。)は、一般廃棄物処理計画に定めるところにより、その排出した一般廃棄物のうち再生利用可能なものはなるべく再生利用を図るように努めなければならない。
- 2 事業者等は、一般廃棄物処理計画に定めるところにより、その土地又は建物内の一般廃棄物のうち、生活環境の保全上支障のない方法で容易に処分できる一般廃棄物については、なるべく自ら処分するように努めなければならない。
 - 3 事業者等は、その排出した一般廃棄物を適正に自ら処理するか又は法の規定に基づく許可を受けた者にその収集、運搬、処理を委託しなければならない。
 - 4 市は、その排出する一般廃棄物の処理を適正に行っていない者及び法の規定に基づく許可を受けた者以外のものに収集、運搬、処理を委託している者に対して改善のための必要な指示を行うことができる。

(事業者等の協力)

- 第11条 事業者等は、一般廃棄物処理計画に従い、自ら処分しない一般廃棄物を適正に分別、保管し、排出する場合には、市の行う一般廃棄物の収集、運搬及び処分に協力しなければならない。
- 2 市は、一般廃棄物処理計画を達成するため、事業者等に対し、市の行う一般廃棄物の減量及び処理に関して協力すべき事項を指示することができる。

(適正包装の推進等)

- 第12条 事業者は、物の製造、加工、販売等に際して、自ら包装、容器等に係る基準を設定すること等により、その包装、容器等の適正化を図り、廃棄物の排出の抑制に努めなければならない。
- 2 事業者は、物の製造、加工、販売等に際して、再び使用することが可能な包装、容器等の普及に努め、使用後の包装、容器等の回収策を講ずること等により、その包装、容器等の再利用の促進に努めなければならない。
 - 3 事業者は、市民が商品の購入等に際して、当該商品について適正な包装、容器等を選

択できるよう努めるとともに、市民がその包装、容器等を不用とし、返却をする場合には、その回収に努めなければならない。

(排出禁止物)

- 第13条 事業者等は、市が行う一般廃棄物の収集に際して、次に掲げる一般廃棄物を排出してはいけない。
- (1) 有害性のある物
 - (2) 危険性のある物
 - (3) 引火性のある物
 - (4) 著しく異臭、悪臭のある物
 - (5) 特別管理一般廃棄物
 - (6) 前各号に掲げるもののほか、市が行う一般廃棄物の処理を著しく困難にし、又は市の処理施設の機能に支障が生ずる物
- 2 事業者等は、前項各号に掲げる一般廃棄物を処理しようとするときは、市の指示に従わなければならない。

(多量排出事業者に対する指示)

- 第14条 市は、多量に一般廃棄物を排出する事業者に対し、当該事業者が排出する一般廃棄物の減量に関する計画の作成、当該一般廃棄物を運搬又は処分すべき場所及び運搬又は処分の方法その他必要な事項を指示することができる。

(改善勧告)

- 第15条 市は、第10条第4項、第11条第2項又は前条に規定する指示に従わない事業者に対し、期限を定めて指示の内容を履行するよう勧告することができる。
- 2 市は、前項に規定する勧告を受けた者が、その勧告に従わなかったときは、その旨を公表することができる。

(共同住宅の廃棄物の排出方法等)

- 第16条 共同住宅を建築しようとする者は、あらかじめ、一般廃棄物の排出方法等について、市と協議しなければならない。
- 2 市は、前項の規定による協議において必要があると認めるときは、共同住宅を建築しようとする者に対し、一般廃棄物の排出方法等について、改善その他必要な措置を講ずるよう指示することができる。

(廃棄物再生事業者の協力)

第17条 市は、一般廃棄物の減量を図るため、登録廃棄物再生事業者に対し、一般廃棄物の再生に関して必要な協力を求めることができる。

(清潔の保持)

第18条 事業者等は、その占有し、又は管理する土地又は建物の清潔を保つように努めなければならない。

- 2 何人も公園、広場、道路、河川、港湾その他の公共の場所を汚さないようにしなければならない。
- 3 前項に規定する場所の管理者は、その管理する場所の清潔を保つように努めなければならない。

(特定家庭用機器廃棄物の処理等手数料)

第19条 市は、特定家庭用機器再商品化法(平成10年法律第97号)で規定する特定家庭用機器廃棄物の種類ごとに2,500円以内で規則で定める手数料を徴収する。

(平13条例10・追加)

(一般廃棄物処理手数料)

第19条の2 地方自治法(昭和22年法律第67号)第227条の規定に基づき、一般廃棄物(し尿及び浄化槽汚泥を除く。)の処理手数料として、別表第1に掲げる額を徴収する。

- 2 前項に規定する一般廃棄物処理手数料の徴収方法については、規則で定める。
- 3 市長は、天災その他特別の理由があると認められるときは、規則に定めるところにより第1項に規定する手数料を減免することができる。

(平15条例25・追加)

(許可証の交付)

第20条 市は、法及び浄化槽法(昭和58年法律第43号)に規定する許可、許可の更新又は事業の範囲の許可を行ったときは、許可証を交付する。

(平13条例10・一部改正)

(許可等の申請手数料)

第21条 法又は浄化槽法の規定による許可を受けようとする者は、許可証及び検査証交付

の際、別表第2に掲げる手数料を納付しなければならない。

(平13条例10・平15条例25・一部改正)

(報告の徴収)

第22条 市は、法に規定するもののほか、この条例の施行に必要な限度において、一般廃棄物を排出する事業者又は一般廃棄物の収集、運搬若しくは処分を業とする者に対し、必要な報告を求めることができる。

(平13条例10・一部改正)

(立入検査)

第23条 市は、法に規定するもののほか、この条例の施行に必要な限度において、その職員に、一般廃棄物を排出する事業者又は一般廃棄物の収集、運搬若しくは処分を業とする者の事務所又は事業場に立ち入り、一般廃棄物の減量及び処理に関し、必要な帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

- 2 前項の規定による立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。
- 3 第1項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(平13条例10・一部改正)

(委任)

第24条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

(平13条例10・一部改正)

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成13年4月1日から施行する。
(宜野湾市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の廃止)
- 2 宜野湾市廃棄物の処理及び清掃に関する条例(昭和49年宜野湾市条例第5号)は廃止する。
(経過措置)
- 3 この条例の施行前に附則第2項の規定による廃止前の宜野湾市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の規定によりなされた処分、手続きその他の行為は、この条例の相当規定によりなされた処分、手続きその他の行為とみなす。

4 この条例の施行の前日に申請がなされた事務に係る手数料については、なお従前の例による。

附 則(平成13年6月29日条例第10号)

この条例は、平成13年7月1日から施行する。

附 則(平成15年12月26日条例第25号)

- この条例は、平成16年4月1日から施行する。ただし、改正後の宜野湾市廃棄物の減量化の推進及び適正処理に関する条例第19条の2及び別表第1の規定による手数料の徴収その他の準備行為は、この条例の施行前においても行うことができる。
- この条例の施行前の受付に係る粗大ごみの処理手数料については、なお従前の例による。

別表第1(第19条の2関係)

(平15条例25・追加)

一般廃棄物処理手数料

区分	手数料
市が収集し、運搬し、及び処分する一般廃棄物のうち、燃えるごみ及び燃えないごみ	市の指定するごみ袋1枚につき 大30円 中20円 小17円
市が収集し、運搬し、及び処分する一般廃棄物のうち、粗大ごみ(特定家庭用機器廃棄物を除く。)	1個又は1束につき 300円

別表第2(第21条関係)

(平15条例25・旧別表・一部改正)

一般廃棄物許可、検査手数料

(1) 許可手数料

区分	手数料
一般廃棄物処理業許可手数料	1件につき 2,000円
浄化槽清掃業許可手数料	1件につき 2,000円
許可証の再交付手数料	1件につき 1,000円

(2) 器具検査手数料

区分	手数料
器具検査証交付手数料	1件につき 500円
器具検査証再交付手数料	1件につき 200円

宜野湾市廃棄物の減量化の推進及び適正処理に関する規則

昭和49年12月12日
規則第21号

(目的)

第1条 この規則は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号。以下「法」という。)及び宜野湾市廃棄物の減量化の推進及び適正処理に関する条例(平成13年宜野湾市条例第4号。以下「条例」という。)の施行について必要な事項を定めることを目的とする。

(平13規則16・一部改正)

(用語の定義)

第2条 この規則における用語の意義は、法及び条例の例による。

(清掃指導員)

57 第3条 占有者に対し、廃棄物の処理及び清掃に関する啓蒙指導の職務を行なわせるため、清掃指導員を置く。

- 清掃指導員は、宜野湾市職員のうちから市長が任命する。
- 清掃指導員は、第1項の職務を行なう場合は、その身分を示す清掃指導員証明書(様式第1号)を携帯し、関係人の請求があるときは、これを提示しなければならない。

(昭59規則6・一部改正)

(大掃除)

第4条 法第5条第2項の規定による大掃除の実施については、実施の時期及び区域を告示する。

- 土地又は建物の所有者は(占有者がいない場合は管理者とする。)次に掲げるところにより大掃除を実施しなければならない。
 - 建物内外の不潔な個所を掃除すること。
 - 屋内の通気をよくし、畳、敷物等を戸外で乾燥させること。
 - 下水溝及び便所を掃除し、ねずみ、蚊、はえ等が発生しないようにすること。

(特定家庭用機器廃棄物の処理等手数料)

第5条 条例第19条に規定する2,500円以内で規則で定める手数料は、次のとおりとする。

- 250リットル以上の内容積を有する電気冷蔵庫 1,905円
 - 前号に定めるもの以外の特定家庭用機器廃棄物 1,429円
- (平13規則19・追加)

(一般廃棄物処理手数料の徴収方法)

第5条の2 条例第19条の2第2項に規定する市が収集し、運搬し、及び処分する一般廃棄物に係る手数料の徴収方法は、市長が指定するごみ袋又は粗大ごみ処理券を販売することにより徴収する。

- 市長は、前項の徴収事務を委託することができる。

(平16規則1・追加)

(手数料の減免手続)

第5条の3 条例第19条の2第3項の規定により手数料の減免を受けようとする者は、手数料減免申請書(様式第1号の2)を市長に提出しなければならない。

- 市長は、減免の決定をしたときは、手数料減免決定通知書(様式第1号の3)を交付するものとする。
- 市長が特別の事情があると認めるときは、第1項の申請書の提出及び前項の決定通知書の交付を省略することができる。

(平16規則1・追加)

(ごみ袋等の規格)

第5条の4 第5条の2第1項に指定するごみ袋及び粗大ごみ処理券の規格は、次の表のとおりとし、市章その他必要な文字を記入するものとする。

(単位：センチメートル)

指定ごみ袋等	材質	色	厚み	規格(縦×横)
指定ごみ袋大	ポリエチレン製	半透明	0.0025	80×65
指定ごみ袋中	ポリエチレン製	半透明	0.0025	70×50
指定ごみ袋小	ポリエチレン製	半透明	0.0025	60×40
粗大ごみ処理	紙製裏糊付	緑色	/	9×17

券				
---	--	--	--	--

(平16規則1・追加)

(処理業の許可申請等)

第6条 法第7条第1項及び浄化槽法(昭和58年法律第43号)第35条第1項の規定により一般廃棄物処理業及び浄化槽清掃業(以下「処理業」という。)の許可を受けようとするものは、(/ 一般廃棄物処理業 / 浄化槽清掃業 /) 許可申請書(様式第2号)を市長に提出しなければならない。

(昭59規則6・昭63規則6・平13規則19・一部改正)

(許可証の交付)

第7条 市長は、許可業者に対し許可証(様式第3号)を交付する。

2 許可証は、他人に譲渡し、又は貸与してはならない。

(平13規則19・一部改正)

58

(許可証の再交付)

第8条 許可業者は、許可証を亡失し、き損し、又は汚損したときは、遅滞なくその旨を市長に届け出て、許可証の再交付を受けなければならない。

2 前項の規定により許可証の再交付を受けようとするものは、許可証再交付申請書(様式第4号)を市長に提出しなければならない。

(平13規則19・一部改正)

(業務の廃止及び休止)

第9条 許可業者は、その業務を廃止又は業務の全部もしくは一部を休止しようとするときは、廃止又は休止しようとする日の30日前までに業務廃止(休止)届(様式第5号)を市長に提出しなければならない。

(平13規則19・一部改正)

(許可の取消し等)

第10条 市長は、許可業者が次の各号に該当するときは、その許可を取り消し又は期間を定めて業務の全部又は一部の停止を命ずることができる。

(1) 法、条例もしくはこの規則又はこれらの規定に基づく処分に違反したとき。

(2) 偽り、其他不正の手段により許可を受けたとき。

(3) 正当な理由がないのに1ヶ月以上業務の全部もしくは一部を休止したとき。

2 市長は、前項の規定により許可を取り消し、又は業務の全部もしくは一部の停止を命ずるときは、許可取消書(様式第6号)又は業務停止命令書(様式第7号)により行なうものとする。

(平13規則19・一部改正)

(許可証の返還)

第11条 許可業者は、次の各号の一に該当するときは、直ちに許可証を市長に返還しなければならない。

(1) 許可の有効期間が満了したとき。

(2) 許可を取り消されたとき。

(3) 処理業を廃止したとき。

2 許可業者は、前条第1項の規程により業務の全部の停止を命ぜられた場合又は第8条の規定により業務の全部を休止する場合は、許可証を一時市長に返還しなければならない。

(平13規則19・一部改正)

(実績報告書の提出)

第12条 許可業者は、廃棄物の収集、運搬もしくは処分又は浄化槽の清掃に関する実績を次に掲げる期日までにそれぞれ、一般廃棄物処理業務実績報告(様式第8号)、一般廃棄物処理業務実績報告書(様式第8号の2)及び浄化槽清掃業務実績報告書(様式第8号の3)により、市長に報告しなければならない。

(1) し尿関係の一般廃棄物処理業及び浄化槽清掃業にあつては、前月の実績を毎月10日まで。

(2) ごみ関係の一般廃棄物の処理業にあつては、前2ヶ月の実績をその月の10日まで。

(昭59規則6・昭63規則6・平13規則19・一部改正)

(器材の検査)

第13条 一般廃棄物処理業者は、廃棄物運搬器材について、毎年市長が行なう検査を受けなければならない。ただし、市長が必要があるときは、臨時に検査を行なうことができる。

2 前項の規定により検査を行なうときは、一般廃棄物処理業者に対し、検査の日時、場所、その他必要な事項を文書でもつて通知するものとする。

(平13規則19・一部改正)

(その他)

第14条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。
(平16規則1・追加)

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行し、昭和49年4月1日から適用する。
- 2 宜野湾市清掃規則(1963年規則第1号)は、廃止する。

附 則(昭和59年3月16日規則第6号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(昭和63年3月26日規則第6号)

この規則は、公布の日から施行し、改正後の宜野湾市廃棄物の処理及び清掃に関する施行規則の規定は、昭和62年6月20日から適用する。

59

附 則(平成13年6月25日規則第16号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成13年6月29日規則第19号)

この規則は、平成13年7月1日から施行する。

附 則(平成16年1月28日規則第1号)

この規則は、平成16年4月1日から施行する。ただし、一般廃棄物処理手数料の徴収のため必要な準備行為は、この規則の施行日前においても行うことができる。

附 則(平成18年6月30日規則第32号)

この規則は、公布の日から施行する。

宜野湾市資源回収推進団体報償金交付要綱

平成3年3月4日

訓令第1号

(目的)

第1条 この訓令は、『健康都市・宜野湾』の良好な生活都市環境を維持する為、市民への啓蒙運動をもって資源の再利用とゴミの減量化を図ることを目的とする。

(交付対象団体)

第2条 報償金の交付対象は、資源回収活動を実施している自治会、老人クラブ、婦人会、PTA、子供会等(以下「団体」という。)で、次の各号に掲げる要件を満たすものとする。

- (1) 市に登録した団体であること。
- (2) 回収を当該年度に2回以上実施する団体であること。
- (3) 営業を目的としない団体であること。

69 (資源回収品目)

第3条 団体が、資源回収する品目は次のとおりとする。

- (1) 古紙類

(団体の登録)

第4条 第2条に規定する団体は、資源回収推進団体登録申請書(様式第1号)により、毎年登録しなければならない。

(報償金の申請)

第5条 資源回収により報償金の交付を受けようとする団体は、資源回収推進団体報償金交付申請書(様式第2号)に資源回収業者発行の計量明細書等を添えて、毎月末日までに、市長に申請しなければならない。

(報償金の交付等)

第6条 市長は、前条の申請を受理したときは、団体に対して予算の範囲内で報償金を交付するものとする。

2 報償金の額は、資源回収重量1kgについて4円とする。

(報償金の返還)

第7条 市長は、前条により報償金の交付を受けた団体が、次の各号に該当する場合は、資源回収推進団体報償金返還命令書により、報償金の返還をさせることができる。

- (1) 報償金の申請に不正があった場合
- (2) その他、不相当と認められる事実があった場合

(雑則)

第8条 この訓令に定めのない事項については、市長の指示に従うものとする。

附 則

この訓令は、公布の日から施行し、平成3年4月1日以降に実施した資源回収にかかるものから適用する。

附 則(平成5年3月31日訓令第5号)

この訓令は、公布の日から施行し、平成4年4月1日から適用する。

附 則(平成12年5月15日訓令第24号)

この訓令は、公布の日から施行し、改正後の宜野湾市資源回収推進団体報償金交付要綱の規定は、平成12年4月1日から適用する。

附 則(平成15年2月25日訓令第3号)

この訓令は、平成15年4月1日から施行する。

宜野湾市生ごみ処理容器購入費補助金交付要綱

平成4年12月1日
訓令第28号

(目的)

第1条 この訓令は、生ごみ処理容器又は生ごみ処理機(以下「容器等」という。)を購入するものに対して、経費の一部を補助することにより、生ごみ等の堆肥化を促進し、以て、ごみの減量化を図ることを目的とする。

(定義)

第1条の2 この訓令において、「団体」とは、市内に存在する営利を目的としない集団で、次に掲げるものをいう。

- (1) 宜野湾市自治会の認定に関する規程(昭和60年宜野湾市訓令第5号)第4条の規定に基づき認定された自治会
- (2) 宜野湾市商工会
- (3) 市の商工行政担当課に「通り会」として登録されているもの

(補助の対象)

第2条 この訓令に基づく生ごみ処理容器購入費補助金(以下「補助金」という。)の交付を受けることができるのは、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 市内に住所を有し、かつ、居住しているもの
- (2) 容器等を設置し適正に維持管理ができるもの
- (3) 堆肥化された生ごみを自家処理できるもの

(補助金の額)

第3条 補助金の額は、容器等1基の購入費の2分の1以内とする。ただし、その額が3万円を超えるときは、3万円とする。

2 補助金の対象となる容器等の数量は、1世帯又は1団体当たり5年間に付き、生ごみ処理容器は3基以内とし、生ごみ処理機は1基のみとする。

(補助金の交付申請)

第4条 補助金の交付を受けようとするものは、生ごみ処理容器購入費補助金交付申請書

(様式第1号)を市長に提出しなければならない。

(補助金の交付決定)

第5条 市長は前条の申請書を受理したときは、必要な調査を行い、補助金を交付すべきものと認めるときは、予算の範囲内において補助金を交付するものとする。

(生ごみ処理容器販売所の指定)

第6条 市長は、この補助事業を円滑かつ効果的に実施するため、容器等を販売することにより補助金申請者に代わって補助金を代理受領することができるものとして、生ごみ処理容器販売所(以下「指定販売所」という。)を指定することができる。

(指定販売所の手続き及び義務)

第7条 第6条の規定により指定販売所の指定を受けようとするものは、生ごみ処理容器販売所指定申請書(様式第2号)を市長に提出しなければならない。

- 2 市長は、申請書類を審査し、適当と認められた場合には、指定販売所に指定する。
- 3 指定販売所の販売価格は、あらかじめ市長と販売所責任者の協議により決めるものとし、補助金額を差し引いた価格で販売しなければならない。

(指定販売所で購入した補助金の請求及び受領)

第8条 指定販売所で容器等を購入した補助金申請者は、指定販売所に対し、生ごみ処理容器購入費補助金請求委任状(様式第3号)をもって補助金の請求及び受領を委任することができる。

- 2 前項により補助金の請求及び受領の委任を受けた指定販売所は、生ごみ処理容器販売実績報告書(様式第4号)又はその他市長が認めた書類を翌月10日までに提出しなければならない。
- 3 市長は、前項の書類を受理したときは直ちに検査の上補助金を交付する。

(指定の取消し)

第9条 指定販売所が次の各号の一に該当する場合は、市長はその指定を取り消すことができる。

- (1) 容器等の販売について市長の指示に従わなかったとき。
- (2) 市長が不適当と認めるとき。
- (3) その他不正行為があると認めるとき。

この訓令は、公布の日から施行し、改正後の宜野湾市生ごみ処理容器購入費補助金交付要綱の規定は、平成19年4月1日から適用する。

(指定販売所以外で購入した補助金の請求)

- 第10条 指定販売所以外で容器等を購入した補助金申請者は、生ごみ処理容器購入実績報告及び補助金請求書(様式第5号)を市長に提出しなければならない。
- 2 市長は前項の補助金請求書を受領したときは、必要な調査を行い、補助金を交付すべきものと認めるときは、予算の範囲内において補助金を交付するものとする。

(補則)

第11条 この訓令に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は別に定める。

附 則

この訓令は、平成5年4月1日より施行する。

附 則(平成5年6月14日訓令第15号)

この訓令は、公布の日から施行する。

62

附 則(平成5年12月1日訓令第20号)

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則(平成8年12月16日訓令第24号)

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則(平成10年2月9日訓令第2号)

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則(平成12年5月15日訓令第23号)

この訓令は、公布の日から施行し、改正後の宜野湾市生ごみ処理容器購入費補助金交付要綱の規定は、平成12年4月1日から適用する。

附 則(平成13年12月4日訓令第22号)

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則(平成19年4月18日訓令第22号)

宜野湾市生ごみ処理機貸与事業実施要綱

平成16年11月9日

訓令第23号

(目的)

第1条 この訓令は、生ごみを再資源として大地に還元するための啓発を図り、身近な範囲でごみの排出量を抑制するため、生ごみ処理機貸与事業(以下「事業」という。)を実施することにより、循環型社会の形成を促進し、もって環境保全に寄与することを目的とする。

(無償貸与)

第2条 事業により生ごみ処理機を貸与する場合は、宜野湾市財産の交換、譲与、無償貸与等に関する条例(昭和47年宜野湾市条例第16号)第7条の規定に基づき、無償とする。

(事業の対象者)

第3条 生ごみ処理機の貸与を受けることができる者は、宜野湾市内に所在する公共施設又は公共的団体の管理者とする。

(貸与期間)

第4条 貸与期間は、第1条に掲げる目的が達成されたと市長が認める期間とする。

(申請及び決定)

第5条 生ごみ処理機の貸与を希望する者(以下「申請者」という。)は、生ごみ処理機貸与申請書(様式第1号)を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請書類を審査し、生ごみ処理機を貸与することが適当であると認めたときは、生ごみ処理機貸与決定通知書(様式第2号)により申請者に通知するものとする。

(設置後の管理)

第6条 生ごみ処理機設置後の当該機器の管理については、申請者の責任に帰属するものとする。

(返却)

第7条 申請者は、市長から生ごみ処理機の返却を求められた場合は、速やかに返却しなければならない。

(事業の所管)

第8条 事業は、ごみ減量対策担当課が所管する。

(備品簿冊等)

第9条 事業所管課は、事業の適切な管理及び運用を行うため、宜野湾市財務規則(昭和57年宜野湾市規則第8号)第217条の規定に加え、生ごみ処理機貸与台帳(様式第3号)を簿冊として備え付けるものとする。

(委任)

第10条 この訓令に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

宜野湾市一般廃棄物処理手数料徴収事務委託要綱

平成16年1月28日
告示第2号

(趣旨)

第1条 この要綱は、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第158条の規定に基づき、市長が私人に宜野湾市廃棄物の減量化の推進及び適正処理に関する条例(平成13年宜野湾市条例第4号)別表第1に定める一般廃棄物処理手数料(以下「手数料」という。)の徴収を委託することに関し、宜野湾市廃棄物の減量化の推進及び適正処理に関する規則(昭和49年宜野湾市規則第21号。以下「規則」という。)第5条の2及び宜野湾市財務規則(昭和57年宜野湾市規則第8号)第49条に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(指定店の指定)

第2条 市長は、手数料の徴収事務を委託しようとする者を定め、一般廃棄物処理手数料徴収指定店(以下「指定店」という。)として指定するものとする。

64 2 市長は、規則第5条の4に規定する指定ごみ袋及び粗大ごみ処理券(以下「指定袋等」という。)を指定店に預託するものとする。

(指定店の業務)

第3条 指定店は、市長から預託された指定袋等を販売することにより手数料を徴収し、市長に納付するものとする。

(委託料)

第4条 市長は、指定店に対し次の表により算定した額に100分の105を乗じて得た額(その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てる。)を手数料徴収事務委託料として支払うものとする。

種別	規格	委託料の額
指定袋	大	1枚につき 5.7円
指定袋	中	1枚につき 5.7円
指定袋	小	1枚につき 5.7円
粗大ごみ処理券	ステッカー	1枚につき 28.5円

(指定店の申請)

第5条 指定店の指定を受けようとする者は、手数料徴収指定店申請書(様式第1号)により、申請するものとする。

(指定店の資格)

第6条 指定店の指定を受けることができる者は、次の各号に掲げる要件のいずれにも適合する者でなければならない。

- (1) 市内全域において、指定袋等の販売体制があり、相当量の指定袋等の販売が見込める者
- (2) 禁固以上の刑に処せられていない者、成年被後見人、被保佐人若しくは被補助人でない者又は破産宣告を受けていない者
- (3) 市税その他市に対する債務の履行を怠っていない者

(指定店の選定等)

第7条 市長は、第5条の申請があった場合、その内容を審査し、前条の要件に適合すると認められる者の中から5者以内を指定店に指定し、手数料徴収指定店決定通知書(様式第2号)により通知するものとする。

- 2 市長は、指定店を指定したときは、市報により公表するものとする。
- 3 第1項の規定による指定の期間は、2年を超えない期間とする。
- 4 前項の期間は、更新することができる。

(異動の届出)

第8条 指定店が次の各号のいずれかに該当することとなったときは、直ちに市長に届け出なければならない。

- (1) 事業所の住所、名称又は代表者に変更があったとき。
- (2) 手数料の徴収事務を休止又は廃止したとき。
- (3) 第6条に規定する要件に関し、異動が生じたとき。
- (4) その他重大な事情が生じたとき。

(指定店の取消し)

第9条 市長は、指定店が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、指定店の指定を取り消すことができる。

- (1) 指定店から取消しの申出があったとき。
 - (2) この要綱に違反する行為があったものと認められるとき。
 - (3) 第6条に定める要件を欠いたとき。
 - (4) 申請書に虚偽の記載があったとき。
 - (5) 手数料の徴収に関して、著しく信用を失う行為があったとき。
- 2 市長は、指定店の指定を取り消したときは、取消事由を付して手数料徴収指定店取消通知書(様式第3号)により、通知するものとする。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

附 則(平成16年6月21日告示第30号)

この告示は、公布の日から施行する。

附 則(平成18年6月30日告示第46号)

この告示は、公布の日から施行する。

宜野湾市一般廃棄物減量推進審議会規則

平成14年6月28日

規則第33号

(趣旨)

第1条 この規則は、宜野湾市廃棄物の減量化の推進及び適正処理に関する条例(平成13年宜野湾市条例第4号)第6条第2項の規定に基づき、宜野湾市一般廃棄物減量推進審議会(以下「審議会」という。)の組織及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 審議会は、一般廃棄物の減量化の推進及び適正処理に関する事項について、審議する。

(委員構成)

第3条 審議会は、委員10人以内で構成する。

99 2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱又は任命する。

- (1) 学識経験者
- (2) 各種団体の関係者
- (3) 関係行政機関の職員
- (4) 市議会の議員
- (5) その他市長が必要と認める者

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、委員が委嘱又は任命されたときにおける当該身分を失った場合は、委員の職を失うものとする。
- 3 委員の再任は妨げない。

(会長及び副会長)

第5条 審議会に会長及び副会長を置き、委員の互選でこれを定める。

- 2 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職

務を代理する。

(会議)

第6条 審議会は、会長が招集する。

- 2 審議会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 会長は、会議の議長となる。
- 4 議事は、出席委員の過半数で決定し、可否同数のときは、議長がこれを決する。

(関係者の出席)

第7条 審議会において必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その意見を聞くことができる。

(庶務)

第8条 審議会の庶務は、清掃担当課において行う。

(委任)

第9条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し、必要な事項は会長が定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
(宜野湾市廃棄物減量推進協議会規則の廃止)
- 2 宜野湾市廃棄物減量推進協議会規則(平成4年宜野湾市規則第11号)は、廃止する。

宜野湾市ポイ捨てのない快適なまちづくり条例

平成15年12月26日

条例第26号

(目的)

第1条 この条例は、市民等、事業者、土地の占有者等及び市が一体となって、空き缶、吸い殻等の散乱又は落書きを防止することにより、市民が健康で快適な生活を営み、生きがいを共感し、誇れるまちづくりに寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 市民等 市民及び市内に勤務若しくは在学又は滞在し、又は市内を通過する者をいう。
- (2) 事業者 市内で事業活動を行うすべての者をいう。
- (3) 土地の占有者等 土地、建物及び工作物を占有し、又は管理する者をいう。
- (4) 空き缶、吸い殻等 空き缶、空き瓶その他の容器(中身の入ったもの及び栓又はふたを含む。)、たばこの吸い殻、チューインガムのかみかす、紙くず、廃プラスチック類及び飼い犬、飼い猫、家畜その他愛玩動物(以下「飼い犬等」という。)のふんをいう。
- (5) ポイ捨て 軽度なごみの投棄行為全般をいう。
- (6) 落書き 建物、塀その他の工作物にみだりにペイント、墨、油性フェルトペン等により文字、図形若しくは模様をかくこと又はかかれた文字、図形若しくは模様をいう。

(市の責務)

第3条 市は、空き缶、吸い殻等の散乱又は落書きの防止に関する諸施策(以下「防止施策」という。)を総合的に推進するものとする。

(市民等の責務)

第4条 市民等は、自主的に清掃活動を行い、常に清潔にし、健康で快適なまちづくりに努め、市が実施する防止施策に協力しなければならない。

- 2 市民等は、公共の場所において歩行中に喫煙をしないように努めなければならない。
- 3 市民等は、公共の場所から自ら生じさせた空き缶、吸い殻等を持ち帰り、散乱の防止に努めなければならない。

(事業者の責務)

第5条 事業者は、その事業活動に伴って生ずる空き缶、吸い殻等の散乱を防止するため必要な措置を講じ、市が実施する防止施策に協力しなければならない。

- 2 事業者は、事業活動等に当たっては、その社会的責任を自覚し、周辺住民等のため自己の施設及びその周辺を清潔にし、健康で快適なまちの実現に資するため必要な措置を講じるよう努めなければならない。
- 3 空き缶、吸い殻等の散乱の原因となる物を販売(自動販売機による販売を含む。)する事業者は、空き缶、吸い殻等の散乱の防止について消費者の啓発を行うとともに、その販売する場所(自動販売機の設置場所を含む。)にこれらを回収する設備を設け、適正な回収及び資源化に努めなければならない。

(土地の占有者等の責務)

第6条 土地の占有者等は、その占有し、又は管理する土地における空き缶、吸い殻等の散乱又は落書きの防止に努め、市が実施する防止施策に協力しなければならない。

- 2 公共の場所を管理する者は、空き缶、吸い殻等の散乱又は落書きの防止について、市民等に対する啓発に努めなければならない。
- 3 土地の占有者等は、その占有し、又は管理する場所に落書きが行われた場合は、当該落書きの除去に努めなければならない。

(投棄等の禁止)

第7条 何人も、みだりに空き缶、吸い殻等をポイ捨てし、又は落書きしてはならない。

- 2 飼い犬等の飼い主又は管理者は、当該動物を適切に管理し、公共の場所で、ふんを放置する等他人の迷惑となる行為をしてはならない。

(措置命令)

第8条 市長は、前条の規定に違反した者に対し、美観の保持のため必要があると認めるときは、期限を定めて、捨てた空き缶、吸い殻等の回収その他必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

(環境美化促進重点地区)

- 第9条 市長は、特に空き缶、吸い殻等の散乱又は落書きを防止し、環境美化を促進する必要があると認める地区を、環境美化促進重点地区として指定することができる。
- 2 市長は、環境美化促進重点地区を指定するときは、その旨を公表するものとする。
 - 3 前項の規定は、環境美化促進重点地区の区域の変更又は指定の解除について準用する。

(立入調査等)

- 第10条 市長は、空き缶、吸い殻等の散乱を防止するため、必要があると認めるときは、市長の指定する職員に空き缶、吸い殻等の散乱している土地への立入調査を実施させ、関係人に対して説明又は資料の提出をさせることができる。
- 2 前項の規定により立入調査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があった場合は、これを提示しなければならない。

(助言又は指導)

- 第11条 市長は、空き缶、吸い殻等の散乱又は落書きを防止するため必要があると認めるときは、市民等、事業者及び土地の占有者等に対し、助言又は指導を行うことができる。

(罰則)

- 第12条 市長は、第8条の規定による措置命令を受けた者が正当な理由がなく従わないときは、3万円以下の過料に処する。

(規則への委任)

- 第13条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成16年4月1日から施行する。ただし、第8条及び第12条の規定は、平成16年10月1日から施行する。

宜野湾市ポイ捨てのない快適なまちづくり条例施行規則

平成16年1月28日

規則第2号

(趣旨)

第1条 この規則は、宜野湾市ポイ捨てのない快適なまちづくり条例(平成15年宜野湾市条例第26号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(措置命令書)

第2条 条例第8条の規定による措置命令は、様式第1号により行うものとする。

(環境美化促進重点地区)

第3条 条例第9条第1項の規定による環境美化促進重点地域の指定は、ごみの散乱の状態、地理的条件及び特殊性を勘案して行うものとする。

69 2 条例第9条第2項(同条第3項において準用する場合を含む。)に規定する事項は、次のとおりとする。

- (1) 環境美化促進重点地区の名称
- (2) 環境美化促進重点地区の区域図
- (3) 環境美化促進重点地区の指定年月日

(身分証明書)

第4条 条例第10条第2項に規定する身分を示す証明書は、様式第2号のとおりとする。

(その他)

第5条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、平成16年4月1日から施行する。ただし、第2条の規定は、平成16年10月1日から施行する。

宜野湾市クリーンリーダー設置規程

平成4年3月30日

訓令第14号

(設置)

第1条 宜野湾市内の廃棄物に関するあらゆる情報を適時に把握し、資源回収の推進と一般廃棄物の散乱の防止を迅速かつ適切に行うため、宜野湾市クリーンリーダー(以下「リーダー」という。)を設置する。

(委嘱)

第2条 リーダーは、宜野湾市に1年以上居住する者から50人以内を市長が委嘱する。

(任期)

第3条 リーダーの任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

70

(活動)

第4条 リーダーは、常に廃棄物の散乱の発見及び情報の収集に努め、次の各号の活動事項を行うものとする。

- (1) 廃棄物の散乱の事実(発生のおそれのあるものを含む。)のほか、資源の再利用とゴミの減量化に関するあらゆる情報を迅速に通報すること。
- (2) 清掃指導員と連携を密にして、地域環境保全の対策を協議する。
- (3) 宜野湾市クリーンリーダー活動報告書(様式第1号)を作成し、月末までに提出すること。

(庶務)

第5条 リーダーに関する一切の事務は、清掃担当課で処理する。

(謝礼)

第6条 市長は、リーダーに対し予算の範囲内で謝礼をすることができる。

(補則)

第7条 この訓令に定めるもののほか必要な事項については、市長が別に定める。

附 則

この訓令は、平成4年4月1日から施行する。

附 則(平成8年4月25日訓令第10号)

この訓令は、公布の日から施行する。

宜野湾市放置自動車の発生の防止及び適正な処理に関する 条例

平成14年6月27日
条例第23号

(目的)

第1条 この条例は、放置自動車の発生の防止及び適正な処理に関し必要な事項を定めることにより、宜野湾市の自然環境及び快適な生活環境の維持を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 自動車等 道路運送車両法(昭和26年法律第185号)第2条第2項に規定する自動車及び同条第3項に規定する原動機付自転車をいう。
- (2) 放置 自動車等が正当な権原に基づき置くことを認められた場所以外の土地に規則で定める期間にわたり置かれていることをいう。
- (3) 放置自動車 土地所有者等が適切に管理している土地に放置されている自動車等をいう。
- (4) 土地所有者等 土地を所有し、又は占有し、若しくは管理する者をいう。
- (5) 所有者等 自動車等を所有し、又は占有し、若しくは使用する権原を現に有する者をいう。
- (6) 処理担当部長 放置自動車放置された場所の管理を所管する部長をいう。

(市の責務)

第3条 市は、放置自動車の発生の防止及び適正な処理について、啓発活動、広報活動及びその他必要な施策を実施しなければならない。

(土地所有者等の責務)

第4条 土地所有者等は、その土地について自動車等の放置を防止する適切な措置を講ずるよう努めるとともに、市が実施する施策に協力する責務を有する。

(市民の責務)

第5条 市民(市の区域内において自動車等を所有し、又は使用する者を含む。)は、市が実施する施策に協力する責務を有する。

(放置の禁止)

第6条 何人も、自動車等を放置し、若しくは放置させてはならず、又はこれを放置し、若しくは放置させようとする者に協力してはならない。

(廃棄物の認定)

- 第7条 市長は、放置自動車の性状、放置された状況等を総合的に勘案して、廃棄物と認定することができる。
- 2 市長は、前項の規定により廃棄物と認定したときは、規則で定める事項について公告しなければならない。

(市民の通報)

- 第8条 放置自動車を発見した者は、市長にその旨通報するよう努めなければならない。
- 2 市長は、前項の通報を受けた場合において必要があると認められるときは、関係機関にその内容を連絡する等適切な措置を講ずるものとする。

(土地所有者等からの調査依頼)

第9条 土地所有者等は、その土地について自動車等が放置されないよう適切な管理をしていたにもかかわらず、自動車等が放置されているときは、当該自動車等の調査を市長に依頼することができる。

(調査)

- 第10条 市長は、第8条第1項又は前条の規定による通報又は依頼があったときは、処理担当部長に自動車等の状況、所有者等その他必要な事項を調査させることができる。
- 2 処理担当部長は、調査を実施するため必要がある場合は、職員に自動車等が放置されている土地に立ち入り、当該自動車等の調査をさせることができる。
 - 3 前項の規定により立ち入り調査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。
 - 4 第1項の規定による立ち入り調査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(廃棄物認定外の措置)

第11条 市長は、放置自動車について、その所有者等が判明したときは、当該所有者等に対し、期限を定めて、当該放置自動車を撤去するよう命令することができる。

2 前項の規定による命令をするときは、規則で定める事項を記載した命令書を交付しなければならない。

(放置自動車の撤去・処分)

第12条 市長は、次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、自ら、放置自動車を撤去し処分することができる。この場合において、第2号に該当すると認められるときは、規則で定める事項について公告しなければならない。

(1) 前条第1項の規定による命令をした後、規則で定める期間を経過してもなお撤去されない場合

(2) 前条第1項の規定による命令をしようとする場合において、放置自動車の所有者等が確認できない場合

72 (関係法令の活用)

第13条 市長は、放置自動車の適正な処理を行うため、関係機関と連携し、関係法の積極的な活用を図るものとする。

(関係行政機関への照会等)

第14条 市長は、この条例の規定に基づく事務に関し、関係機関と連携し、関係地方公共団体に対し、照会し、又は協力を求めることができる。

(委任)

第15条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

(罰則)

第16条 第11条第1項の規定による命令に違反した者は、5万円以下の過料に処する。

附 則

この条例は、平成14年10月1日から施行する。

宜野湾市放置自動車の発生の防止及び適正な処理に関する 条例施行規則

平成14年9月30日
規則第45号

(趣旨)

第1条 この規則は、宜野湾市放置自動車の発生の防止及び適正な処理に関する条例(平成14年宜野湾市条例第23号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則における用語の意義は、条例の例による。

(放置となる期間)

73 第3条 条例第2条第2号に規定する規則で定める期間は、14日間とする。ただし、これにより難しい場合は、市長が別に定める期間とすることができる。

(廃棄物の認定)

第4条 条例第7条第1項の規定による認定は、別表の放置自動車廃棄物認定基準表に掲げる事項を総合的に勘案して判断するものとする。

(放置自動車廃棄物認定の公告)

第5条 条例第7条第2項の規定による規則で定める事項についての公告は、放置自動車廃棄物認定公告(様式第1号)により行うものとする。

2 前項に規定する公告は、宜野湾市公告式規則第2条第2項に規定する掲示場に掲示して行うものとする。

(平15規則36・一部改正)

(調査等)

第6条 条例第9条の規定による土地所有者等からの調査の依頼は、放置自動車調査依頼書(様式第2号)により行うものとする。

- 2 条例第9条及び第10条の規定による調査を実施する場合は、必要に応じて土地所有者等の協力を得て行い、調査を行う担当職員は、その身分を示す証票(様式第3号)を携帯し、かつ、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。
- 3 前項による調査を実施したときは、放置自動車状況調査書(様式第4号)を作成し、放置自動車に関する事項を記録するために放置自動車処理記録台帳(様式第5号)を備えるものとする。

(撤去勧告及び命令)

第7条 処理担当部長は、条例第10条の規定による調査の結果、当該自動車等が放置自動車であると判明したときは、当該放置自動車に警告書(様式第6号)を張り付け、期限を定めて撤去するよう勧告することができる。

2 前項の規定による勧告を受けた当該放置自動車の所有者等が、当該放置自動車を撤去しないときの当該所有者等に対する条例第11条の規定による撤去命令は、撤去命令書(様式第7号)により行うものとする。

(放置自動車の処分等の公告)

第8条 条例第12条第1号に規定する期間は、30日間とし、同条第2号に該当するときの規則で定める事項についての公告は、様式第8号により行うものとする。

(平15規則36・一部改正)

(費用の請求)

第9条 条例第12条の規定により放置自動車を撤去した場合の費用の請求は、放置自動車処理費用請求書(様式第9号)により行うものとする。

(不服申し立て)

第10条 この規則に定める処分について不服があるときは、公告の日又は警告書等を受け取った日の翌日から起算して60日以内に、市長に対して不服申し立てをすることができる。

(平15規則36・一部改正)

(補則)

第11条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、平成14年10月1日から施行する。

附 則(平成15年11月6日規則第36号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成18年11月22日規則第56号)

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

別表(第4条関係)

放置自動車廃棄物認定基準表

次の1から3のどちらかに該当する放置自動車については、廃棄物として認定することができる。

74

	認定基準	認定要素
1	土地所有者等以外の者が放置した自動車等であり、登録番号などが確認できず、不法投棄と確認される場合	管理・使用の形跡がなく、次のいずれかに該当 ナンバープレートがはずされている。 車体番号が消されている。
2	主要機能が失われ自動車として本来の用に供することができず、現場の状況からして、不法投棄と確認される場合	次の(1)及び(2)において、それぞれ一つ以上該当 (1) 主要機能の状況 エンジンルーム内の機器が著しく損傷又は紛失している。 走行装置(タイヤ周り)が損傷又は紛失している。 操縦装置(ハンドル周り)が損傷又は紛失している。 乗車装置(シート周り)

		又は積載装置(荷台)が損傷又は紛失している。 車体の損傷が著しい。 (2) 現場の状況 通常、車を置くべきところでない場所に放置されている。 車の中又は周囲にごみが散乱し、ごみ捨て場と化している。 管理・使用の形跡がない。
3	附属機能が失われ、かつ、現場の状況から見て自動車として本来の用に供することができず、不法投棄と確認される場合	次の(1)において二つ以上、及び(2)において一つ以上該当 (1) 附属機能の状況 ガラスが損傷している。 証明装置等(ヘッドランプ、ブレーキランプ、テールランプ)が損傷している。 エンジンルーム内の機器が損傷している。 室内が損傷している。 車体が損傷している。 (2) 現場の状況 通常、車を置くべきところでない場所に長時間放置されている。 車の中又は周囲にごみが散乱し、ごみ捨て場と化している。

		長期間にわたり、管理・使用の形跡がない。
--	--	----------------------

宜野湾市一般廃棄物収集運搬業務委託業者選定基準要綱

平成2年2月20日

訓令第2号

(目的)

第1条 この訓令は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号。以下「法」という。)

第6条第3項に基づく一般廃棄物収集運搬業務の委託業者選定を行うにあたり、同法施行令(昭和46年政令第300号。以下「政令」という。)に定める委託基準のほか必要な基準を定めることにより、一般廃棄物処理業務の適正な実施を図ることを目的とする。

(受託者)

第2条 受託者とは、市との委託契約により一般廃棄物の収集運搬業務を行う者をいう。

(受託者の資格)

第3条 受託者(法人にあっては役員及び従事者も含む。)は、政令第4条に定めるもののほか、次の各号に掲げる要件を備えていなければならない。

- (1) 宜野湾市に3年以上住所を有し、引き続き住所を有する者。ただし受託者が法人にあっては事業所(本社)が市内に所在し、引き続き所在する者
- (2) 一般廃棄物収集運搬業務に直接自ら従事する者
- (3) 心身とも健康な者
- (4) 普通運転免許を有する者

(申請)

第4条 受託者に欠員又は増員が生じた場合、受託を希望する者は、受託申請書(様式第1号)を市長に提出しなければならない。

(契約更新)

第5条 現に受託者である者は、引続き契約更新することができる。ただし、次の各号の一に該当する者は、契約更新することができない。

- (1) 第3条の資格を喪失した者
- (2) 65歳以上の者(法人は除く。)
- (3) 選定委員会において、契約更新することが不適当と認められた者

(受託者の選定)

第6条 市長は、第4条の申請のある25歳以上45歳未満の者(法人は除く。)のうちから選定する。

(選定委員会)

第7条 第5条の審査及び第6条の選定を行うため委員会を設置する。

- (1) 委員は、建設部長、企画部長、総務部長、市民経済部長、福祉保健部長及び市民経済部次長で構成する。
- (2) 委員会の長は、市民経済部長とし、会議を総理する。
- (3) 委員会の庶務は、清掃担当課において処理する。

附 則

- 1 この訓令は、公布の日から施行し、平成2年2月1日から適用する。
- 2 第5条第2号については、施行の日から5年間猶予する。

附 則(平成5年6月2日訓令第13号)

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則(平成6年6月30日訓令第12号)

この訓令は、公布の日から施行し、平成6年4月1日から適用する。

附 則(平成14年3月29日訓令第20号)

この訓令は、平成14年4月1日から施行する。

附 則(平成18年6月30日訓令第15号)

この訓令は、公布の日から施行する。

